

## 第 15 回統計委員会・第 19 回基本計画部会 議事録

1 日 時 平成 20 年 11 月 10 日（金）15：00～17：50

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出 席 者

### 【委 員】

竹内委員長、吉川委員長代理、大守部会長代理、阿藤委員、井伊委員、佐々木委員、  
出口委員、野村委員、廣松委員、舟岡委員、門間委員、美添委員、黒田臨時委員

### 【統計委員会運営規則第 3 条及び第 6 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所次長、総務省統計局長、総務省統計局統計調査部長、財務省関税局調査課長、文部科学省生涯学習政策局調査企画課長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省総合政策局情報政策本部長、環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長、日本銀行調査統計局審議役（統計担当）、東京都総務局統計部長

### 【事務局】

中島内閣府大臣官房統計委員会担当室長

中田総務省政策統括官（統計基準担当）、北田総務省統計企画管理官

4 議事次第

- ( 1 ) 部会の設置について
- ( 2 ) 臨時委員及び専門委員の発令等について
- ( 3 ) 諮問第 11 号「平成 21 年に実施される全国消費実態調査及び全国単身世帯  
収支実態調査の計画について」
- ( 4 ) 諮問第 12 号「2010 年世界農林業センサスの計画について」
- ( 5 ) 部会の審議状況について
- ( 6 ) 公的統計の整備に関する基本的な計画について
- ( 7 ) その他

## 5 議事録

竹内委員長 定刻になりましたので、そろそろ始めさせていただきます。本日は、大沢委員が所用のため御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料につきまして、事務局から簡単に御紹介ください。

内閣府統計委員会担当室長 今日は資料がたくさんありまして、まず資料1は「統計委員会部会設置内規(案)」。

資料2は、それに伴いまして「統計委員会臨時委員名簿及び専門委員の名簿」。

資料3は「部会長並びに部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員の指名について」。

資料4、資料5は、それぞれ諮問第11号、第12号に関する資料です。

資料6は「産業統計部会の審議状況について(報告)」。

資料7は「『公的統計の整備に関する基本的な計画』に関する答申(案)」。

資料8は「基本計画案に係る意見について」。

資料9は「経済センサスに関する検討状況について」ということで、それ以外に参考1から参考6まで、議事次第に書いておりますような資料が配られております。

御確認をお願いします。

竹内委員長 今日は盛りだくさんに内容がありますが、その中には事務的に片付けて済むことと、そうでもないことがいろいろありますので、なるべく手際よく進めていきたいと思えます。

議事に入りますが、まず「(1)部会の設置について」です。基本統計調査の匿名データの作成に当たっては、統計委員会への諮問が新統計法によって規定されております。新統計法の全面施行に伴いまして、匿名データの提供が来年度からスタートすることになりますが、関連の体制を整えておく必要がありますので、このたび新たに匿名データ部会を設けることといたしました。何か御質問はございますか。

御質問がなければ、匿名データ部会を新たに設けて、今後、諮問に応じて部会を開催していくことにしたいと思います。

次の議題に入りますが「(2)臨時委員及び専門委員の発令等について」でございますが、本日、諮問される全国消費実態調査及び全国単身世帯収支実態調査と、世界農林業センサスの審議にそれぞれ参加していただくために、また、今しがた設けました匿名データ部会の審議に参加いただくために、お手元の資料2のとおり、11月10日付で任命されておりますので、御確認ください。

部会に属する委員、臨時委員及び専門委員につきましては、資料3のとおりといたしまして、匿名データ部会の部会長は廣松委員をお願いすることにいたしました。よろしく願いいたします。

続きまして、諮問事項についてであります。初めに全国消費実態調査等の計画について、総務省から御説明いただきます。

犬伏総務省統計審査官 総務省の政策統括官室でございますが、資料4をご覧ください。  
まず配付資料でございますけれども、資料4につきましては、  
別添1として、指定統計調査の全国消費実態調査の承認事項、いわゆる調査要綱と調査票、  
別添2として、承認統計調査として実施する予定の全国単身世帯収支実態調査の承認申請書  
と調査票を、添付させていただいております。

それでは、諮問の概要に沿って御説明させていただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。今回の諮問につきましては、平成21年、来年実施される予定の全国消費実態調査と、それと密接に関連する全国単身世帯収支実態調査の2つでございます。

「全国消費実態調査の計画について」でございますけれども、本調査につきましては、家計の実態を消費、所得、資産という3つの側面から把握し、全国及び地域別の所得分布であるとか、消費の水準、構造を明らかにするというところで、昭和34年5月から5年周期で実施されているものでございます。

今回の改正でございますけれども、調査環境の悪化、IT技術の進展、累次の統計審議会の答申を踏まえまして、地方公共団体の事務負担の軽減を図り、併せて60歳未満の若・中年単身世帯について、その標本数を確保、強化することを目的として、承認統計調査として、全国単身世帯収支実態調査を実施することとし、それに伴いまして、所要の改正を行おうとするものでございます。

調査の概要について、御説明いたします。

おめくりいただいて、2枚目にポンチ絵がございますが「平成21年全国消費実態調査の概要(案)」でございます。

全国消費実態調査については、御案内のとおり、調査は大きく2つに分かれていまして、1つが甲調査、もう1つが乙調査です。

甲調査につきましては、さらに、2人以上世帯と単身世帯に分かれています。2人以上世帯につきましては、来年の9、10、11月の3か月について家計簿等で調査をしていくものでございます。

単身世帯につきましては、記入者負担の軽減ということで、10月、11月の2か月について調査を行うものです。

乙調査でございますが、2人以上世帯につきましては、家計調査の終了世帯に9月、10月、11月のうちの1か月間調査を行う予定のものでございます。

甲調査につきましては、全国の全市、220町村、合計1,000市町村、乙調査については、約170市町村を対象にする予定でございます。

甲調査については、家計簿A・B、耐久財等調査票、年収・貯蓄等調査票、世帯票と4つの調査票でとらえようとするものでございます。

対象数につきましては、2人以上世帯が5万2,400、単身世帯が4,400、合計5万6,800世帯となっております。

乙調査につきましては、個人収支簿等で家計調査終了世帯、約 700 世帯について 1 か月間調査をする予定でございます。乙調査につきましては、既に御案内のとおり、平成元年にいわゆる小遣い調査ということで発足したことを契機に、以降 5 年ごとに実施されているものでございます。

調査の流れですが、甲調査につきましては、総務省統計局から都道府県、市町村、指導員、調査員、調査対象という流れで実施を予定しております。

一方、乙調査につきましては、家計調査の流れに沿いまして、都道府県の直轄で指導員、調査員というルートで約 700 対象を調査するものでございます。

このほか、下に書いてございますように、今回の調査におきましてはオンライン回答を導入するとか、地方公共団体の事務の軽減を考慮いたしまして、コールセンターを導入するとか、そういうことを考えているところでございます。

全国消費実態調査の結果の利用でございますけれども、そこでございますように、行政上の施策としては、年金給付水準の検討であるとか生活扶助の算定基礎であるとか、そういったものに使われているわけでございます。

また、SNAの推計の関係につきましても、QE推計におきましては、家計調査であるとか、家計消費状況調査が使われるわけでございますが、水準調整ということで全国消費実態調査が使われているわけでございます。

そのほか、各種団体における利用ということで、NHKの受信料見直しのための基礎資料と書いていますが、これは例えば単身赴任者であるとか学生であるとか、そういうところに受信料の家族割引を検討する際の資料として使われているところでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。全国単身世帯収支実態調査でございますけれども、従前の全国消費実態調査ではなかなか単身世帯の捕捉は難しいということが指摘されています。そのため、今回、ここにございますように、民間調査機関のモニター約 1,600 世帯を対象に、全国消費実態調査を補完するために行うものでございます。1,600 世帯につきましては、17年の国勢調査の結果に基づきまして、単身世帯の比率に応じまして、男女別であるとか年齢別、地域別、ブロック別等に割り当てをして 1,600 世帯を対象とする予定でございます。調査票は、先ほどの甲調査と全く同じ調査票で実施する予定でございます。

5 ページでございますが、全国単身世帯収支実態調査（モニター調査）の背景事情、指定統計調査である全国消費実態調査との関係について図示したものでございます。

御案内のとおり、若・中年世帯の捕捉がなかなか難しい状況がございます。昼間には不在であるとか、また一方でオートロックマンションの普及などで、日中調査員の方が世帯を訪れても若・中年世帯の捕捉ができないということで、調査結果の信頼性にも懸念が及んでいるところでございます。

これについて、平成 11 年調査の際に統計審議会答申で一部の標本へモニター制度を導入してはどうかとか、平成 16 年調査の際にも調査方法の見直しという指摘をいただいているところでございます。

このようなことを踏まえて調査実施者であります総務省統計局の方で、今回、モニター調査を実施しようということになったところでございます。モニター調査については、先ほど申し上げたとおりでございますが、ただ、試験調査の結果では、調査員調査と比較して大差ない結果ということが出ているわけでございますが、果たして本体調査の全国消費実態調査でやった4,400世帯と有意抽出でやった1,600世帯の結果をどうやれば統合できるか、その推計方法等については、これから試行錯誤や、研究が必要だという認識でございます。したがって、これについては指定統計調査ということではなくて、密接に関連する承認統計調査として実施したいというのが調査実施者の意向でございます。

下の欄を見ていただければと思うのですが、平成21年全国消費実態調査で、単身世帯についても、全年齢について約4,400世帯を対象に実施する予定でございます。これはこれとして、指定統計調査として集計公表する。

一方、実態論として、なかなか若・中年の単身世帯はとらえられないということで、60歳以上の高齢者世帯に偏ってくるのが想定されます。そこを補完する意味合いで、先ほど申し上げた全国単身世帯収支実態調査において若・中年、60歳未満の者に限定して1,600世帯を調査する。

これについては、既に申し上げたように、承認統計調査として実施し、その結果は全国消費実態調査とは別に、単独で公表するわけでございますが、その後、全国消費実態調査の結果と合わせて、参考系列として4,400世帯と1,600世帯を足した合計6,000世帯の統合結果を参考系列で公表したいというものでございます。

1ページ目の「諮問の概要」にお戻りいただきたいと思っております。そのほかの主な改正点でございます。

1点目は「3 改正内容」の(1)でございますが、地方公共団体の事務負担を軽減する見地から、2人以上世帯数について推計値の精度に大きく影響しない範囲で、約2,000世帯を前回に比べて削減する。

また、今回、若・中年単身世帯を承認統計調査で実施しますので、それに伴いまして、前回600世帯について寮・寄宿舎にいる世帯ということで、地方公共団体経由で調査を実施したわけでございますが、これについては、地方公共団体の負担を軽減する意味合いもあって廃止するという計画でございます。

2点目については、先ほど申し上げたように、地方公共団体の照会対応業務等の負担を軽減するために民間事業者へ委託して、コールセンターを設置する。

また、調査客体の利便性を図るために、政府共同利用システムを活用したオンラインシステムによる申告方法を導入して、負担軽減に努めるということでございます。

3点目は、閣議決定されている公共サービス改革基本方針の別表に基づきまして、民間事業者が実地調査に係る業務を行うことが可能とするための必要な措置を講ずる。これについては、具体的には、市町村等でもし手が挙げれば、こういう措置を取れるような法令的な環境整備をするということでございまして、実際に市町村が民間委託をするかどうかということは、まだ

これからというところでございます。

「(4) 調査事項の変更」でございます。

「ア 家計簿A及び家計簿B」についてでございますが、家計簿BというものはAよりも少し詳しく目の調査票でございますけれども、今回、両調査票に購入形態について電子マネーで購入したかどうかという欄を1つ追加する。

それから、家計簿Bの中で、購入地域について同じ市町村であるのか、県内なのか、その他の県外の市町村であるのか。そういう購入地域についての選択肢を追加するという計画でございます。

「イ 耐久財等調査票」につきましては、資産価値及び世帯への普及状況を勘案しながら、その時々で調査対象品目を設定しているわけでございますけれども、そこでございますように、家具や電化製品等の品目について所要の見直しを行っているところでございます。

2ページの「ウ 世帯票」でございますが、世帯票の中で就業形態の実態を把握するために、「就業・非就業の別」という欄がございますけれども、この雇用形態を更に詳しく取るということで、細分化を図ることを計画しているところでございます。

「全国単身世帯収支実態調査の計画について」は、先ほど申し上げたように、全国消費実態調査の甲調査の単身世帯調査と同様の調査票、調査事項で実施する予定でございます。

以上が平成21年の全国消費実態調査等の改正計画等でございます。これにつきまして、私ども審査部局としては、各調査票の調査事項の変更については、妥当なものではないかと考えているところでございますけれども、本調査の実査事務において、民間事業者を活用する、それから、承認統計調査で実施を予定しています単身世帯収支実態調査についての位置付けなり在り方、これらについて、慎重な検討が必要だと考えていまして、委員会の御知見を賜りたいと思っております。

なお、本件につきましては、本日、委員会に諮問し、来年1月の委員会で御答申をいただきたいと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

何か御質問ございますか。

調査の話が入り組んでいるようですので確認したいのですが、これは現在の制度の下で、要するに指定統計調査として計画されて実行されるわけですが、来年になると指定統計調査という概念はなくなって、基幹統計調査ということになるのでしょうか。

犬伏総務省統計審査官 基幹統計調査と一般統計調査という形になります。

竹内委員長 それとでき上がった統計と調査とは一応別のもので扱うことができるわけですが、今の2つの調査は、それぞれ、基幹統計調査と一般統計調査という整理で良いと思うのですが、それに基づいて、全国消費実態統計というものを基幹統計として指定したときに、単身世帯収支実態調査との関係はどうなるのですか。

犬伏総務省統計審査官 今のところは、5ページにありますように、指定統計調査として実

施した 4,400 についての集計結果が指定統計という形になります。

竹内委員長 今指定統計ですから、来年になれば基幹統計という形になるのですね。

犬伏総務省統計審査官 はい。ここに書いてございますように、単身世帯収支実態調査、一般統計調査でやることになる 1,600 の部分につきましては、一般統計調査の結果として公表するとともに、先ほど申し上げた指定統計調査である 4,400 世帯との統合結果については、今のところは参考系列という形で集計、公表しようという計画でございます。

竹内委員長 そうすると、将来それなりに信頼性があり、意義があるのであれば、ある意味では調査ではなくて、統計としては、基幹統計としての全国消費実態統計の中に統合することもあり得るわけですね。

犬伏総務省統計審査官 調査実施者の方では、今回、試験的に承認統計調査を行い、うまくいけばでございますけれども、次回の 26 年に承認統計調査でやるものも取り込んだ形で、指定統計なり指定統計調査の中で行っていかうという考え方でございます。

竹内委員長 新しい制度の基では、基幹統計なり基幹統計調査ですね。了解できました。私はそれで良いと思うのですが、委員から御意見がございましたら、言っていただけますか。

舟岡委員 若・中年単身世帯の協力がなかなか得にくいということで、今回、1,600 世帯を対象として、別途モニター調査という形で実施することについては、非常に意欲的で良いと思います。

ただし、試験調査等で余り大きな分布上の偏りはなかったという判断をされているようですが、個人の性別や年齢別などの外形的な属性については、いつでもコントロールできるとしても、モニター調査においては、各民間調査機関が抱えているモニターあるいは新たに募集する場合の募集の仕方によって、調査客体となるモニターの特性が当然変わってきます。このモニター調査が有効であるかどうかについては、できれば、1,600 世帯を分割して 2 つぐらいの民間調査機関に委託して、民間調査機関の違いによってモニターの特性が異なるかどうかを十分検討できるようにする必要があるのではないのでしょうか。

なお、これについては知恵が要るところでしょうが、モニターに対する調査で違いが出るかどうかをあぶり出すような調査事項を承認統計調査の中に盛り込んでいただけると、モニターを活用した統計調査を将来的に基幹統計調査の一環として行うことの是非についても併せて検討できるだろうと思います。

なお、これは知恵が要るところなのですが、モニターの違いがあるかどうかということについて、少しあぶり出すような調査事項を承認統計調査の中に盛り込んでいただけると、モニターを活用した統計調査結果が将来的に基幹統計調査の一環として行うことの是非というものを検討できるだろうと思います。

竹内委員長 廣松委員、何かございますか。

廣松委員 この件は 5 ページにございますとおり、平成 11 年調査に関する審議会の答申の中で触れたもので、ほぼ 10 年経って実現するということですので、今回こういう形で具体的な計画になったことを評価したいと思います。

ただ、舟岡委員がおっしゃったとおり、指定統計として、単身世帯収支実態調査の結果を統合するという点に関しては、今後、慎重に検討していくべき課題だと思います。

竹内委員長 ほかに御意見、御質問ございますか。

阿藤委員 確認なのですが、全国消費実態統計が仮に基幹統計となって、調査は全国消費実態調査という1対1の対応関係なのか、例えばこういう承認統計も含めて、いわゆる全国消費実態統計という言い方もできるのか。その辺はどうなのでしょう。

竹内委員長 私の理解によれば、原則としてはできると思います。ですから、単身世帯の方の調査もそれなりの信頼性があり、有用性が十分明らかになれば、基幹統計としての全国消費統計の中に組み込むことができると理解しています。

ただ、実施者の方でも、それについてはまだ十分信頼できるデータができるかどうかわからないから、現時点では切り離しておきたいというお考えのようですし、それはこれから審議していただくわけですが、そういう考え方は十分あり得ると思います。実施者の方でも十分信頼性が確認できたら、むしろ、実際の調査は全国消費実態と単身世帯と2種類あるけれども、できる統計として、全国消費実態統計か何か名前はまだはっきりしませんが、将来は1本のものになり得るという含みでお考えなのだと思います。

舟岡委員 よろしいですか。この話は繰り返し出てきた話ですが、将来、基幹統計として全国単身世帯収支実態調査統計を位置づけるとしますと、当然、全国単身世帯収支実態調査は基幹統計調査になります。

竹内委員長 その場合、統計調査としてはね。

舟岡委員 基幹統計を作成するための統計調査は、基幹統計調査ですね。

竹内委員長 全国消費実態統計と全国単身世帯統計は、基幹統計としては2つの名前にしなくとも、私は1つの名前で良いと思うだけです。

廣松委員 くだいようですが、今回の平成21年の調査は前回までの調査との継続性も考えて、4,400世帯は全国消費実態調査の中で行う。それプラス承認統計として、単身世帯収支実態調査を別途行うということです。

これは将来の話ですが、もし全国消費実態調査の結果と単身世帯収支実態調査の結果とを統合することにそれほど大きな問題がなければ、単純な計算で、単身世帯については6,000世帯を調査対象として行うという方法も考えられるということです。

竹内委員長 そうです。統合の点は、将来の話だと思います。

大守部会長代理 今回、電子マネーによる購入を調べるというのが1つのポイントだと思いますが、この点に関し2つ質問があります。

1つは地下鉄、私鉄、JRに乗るときに使う自動改札のものも対象にされているかどうかということです。例えば15ページの調査票を見ますと、購入先として明示的に鉄道という項目は書いてありませんが、「その他」に入ることなのではないでしょうか。これが第1点です。

第2点は、細かいことですが、注意書きを見ますと、オートチャージなどチャージをしたときに1回記入する。また、それでサービスを買ったときにも記入するとも読めるのですが、一

つのサービスの購入を、2回記帳するようなことをお考えになっているのかどうか。教えていただきたいと思います。

以上です。

竹内委員長 どうですか。

総務省統計局 総務省統計局でございます。

今の電子マネーの件でございますが、この家計簿は基本的に現金の支出を記述していただくという原則で書いてございますので、オートチャージされた場合には通常クレジットカード等から引き落としになるとお思いますので、クレジットカード等から電子マネーの方にお金がチャージされたということを一度記入していただきます。

また、電子マネーを使って物を手に入れた場合、現金の出納がなく物が手に入ったということも記述いただくことになります。JR等につきましても、家計簿方式で書いていただきますので、鉄道運賃という形で項目を記入いただきまして、購入先については、この場合、その他になるという理解であります。

竹内委員長 その辺は最近大変こんがらがっていて、買ったときには一応その金額がついて、引き落としの段階になってディスカウントされているとか、いろんなものがあるので、それは十分御注意いただきたいと思います。

何か御質問、御意見ございますか。

この問題は人口・社会統計部会に付議しまして、詳細については、同部会で審議していただくことになります。阿藤部会長、よろしくお願ひしたいと思います。

この件は、よろしいでしょうか。どうぞ。

総務省統計局 失礼します。先ほど舟岡先生から、モニター委託について2社に分けてはどうかという御提案があったのですが、その点について、実査上の都合を申し上げさせていただきます。全体で1,600人というサンプルは非常に少なく、これを2社に分けた場合、オーバーヘッドが大きくなってしまふという問題が1つございます。

モニターに偏りが無いかということにつきましては、試験調査のときに、一般に行われております内閣府等の世論調査で意識として聞いてみて、どのような偏りがあるのかということを試してみたことがございます。その結果を申し上げますと、「個人のためか、あるいは世の中のためになりたいのか」という項目について、どうも「世の中のためになりたい」と回答される方に偏っていることがわかりました。

ただ、これにつきましては、家計調査等の調査員調査に協力いただいている方についても、同じようなことが言えるかもしれませんので、御参考までに申し上げます。

以降は部会において、細かく審議いただければと思っております。

竹内委員長 そういふことで、部会で十分御審議ください。世の中の役に立ちたくない人のための特別調査をやる必要があるかどうかは、別に御議論いただければと良いかと思ひます。

それでは、この件は人口・社会統計部会で審議していただくことにいたしまして、次の議題に移らせていただきます。次は2010年世界農林業センサスの計画に係る諮問について、総務

省から御説明いただきます。

會田総務省統計審査官 それでは、説明させていただきます。

資料5を御参照いただきたいと思います。「諮問第12号 2010年世界農林業センサスの計画について（諮問）」でございます。

資料は資料5、その後ろに別添として、今回の調査結果の要項がございます。最後に別紙1～4がございまして、別紙1が調査客体候補名簿、別紙2～4までが3種類の調査票でございます。

1ページめくっていただきまして「諮問の概要」の1と2のところを説明させていただきます。

「1 調査の目的等」でございますが、2010年に実施される農林業センサス、指定統計第26号を作成するための調査は、我が国の農林行政に係る諸施策、農林業に関する諸統計調査の必要な基礎資料、名簿を提供するということでございますが、それとともにFAOが提唱する2010年世界農業センサスに対応し、国際比較が可能なデータを提供するものでございます。

我が国では、農林業センサスは昭和25年以降、5年周期で実施されておりました。特に西暦の末尾が0になる年には、世界農林業センサスと称しております。これはFAOが提唱しているということで、ポピュレーション・センサスなどと同じような位置づけということでございます。

「2 改正の趣旨」でございますが、平成11年にできました食料・農業・農村基本法等に基づく最近の農林行政の動向を踏まえて農林業、農山村の基本構造を把握するとともに、個人情報保護であるとか国家公務員総人件費改革といった環境の変化に対応して、調査を円滑に実施するために所要の改正を行ったものでございます。

具体的な内容は2枚めくっていただきまして、A4横のポンチ絵で説明させていただきたいと思います。「2010年世界農林業センサスの概要」というものでございます。

「目的」は3つありますが、ただいま説明したとおりでございます。

この調査は、基本的に3つの調査から構成されております。

1つ目は、農林業経営体調査。

2つ目は、農山村地域調査の中の市区町村調査。

3つ目は、農山村地域調査の中の農業集落調査という3つから構成されております。

農林業経営体調査というものでございますが、対象は農林業経営体約488万の調査客体候補。調査客体候補といえますと、耕地で約5a以上持っている農家で、これを基本的に対象にするということでございます。そのうち、約209万については販売農家と申しまして、耕地で30aもしくは販売で年間50万以上ある農家とか経営体を対象とする。これが約200万の調査対象という形になります。

調査系統でございますが、農水省から市区町村、指導員、調査員ということで、県の統計課を使えるライン、国勢調査などを実施するものと同じラインを使って調査をします。

自計申告調査で、調査事項につきましては基本構造を把握するということですので、農林業

経営体数であるとか従事者数であるとか、耕地面積であるとか、そういった経営体の概況などに近いところの調査を行うものでございます。

2つ目の農山村地域調査、市区町村調査でございますが、市区町村を対象に市区町村への総土地面積であるとか森林の面積であるとか、そういったものを調べるということで、これは農水省の地方支分部局から市区町村へ郵送調査で行うものでございます。

3つ目は、農業集落調査でございますが、全国に約14万ほどある農業集落に対して調査を行うということで、これも調査員調査で、農林水産省の地方出先機関から各集落に調査員が出向いて、そこで自計申告により調査を行う。これはその集落における総戸数であるとか土地面積であるとかに加え、寄り合いであるとかコミュニティーに関する活動の状況等を調べる調査でございます。

こういった調査結果は、一番下に書いておりますように「利活用」ということで、各種基本計画、農村基本計画であるとか林業の基本計画といった基礎資料であるとか、地方交付税の算定基礎、各種の母集団情報の提供、FAOへの情報提供といったものに使われるということでございます。

1枚目めくっていただきまして、今回の調査の改正の概要でございます。基本的に大きな変更はございませんが、一応3つの課題ということで整理させていただいております。

1つ目の課題としまして「新たな政策への対応」ということで、右の「調査項目の追加」に矢印が出ております。

1つは異業種から農業参入の状況を把握ということで、異なる業種から農業を行っている法人等に出資金の提供があるかどうか。そういったところを聞いてございます。

2つ目として、農業集落のコミュニティー活動の状況ということで、寄り合いなどがどういう目的で行われているのか。そういったものを農業集落調査で調べる予定にしております。

2つ目の課題としまして「調査環境の変化への対応」ということで、右側でございますが、1つ目は「個人情報への配慮」ということで、調査票上、普通家族につきましては、氏名というものを書かせますけれども、今回から氏名の記入はやめるということが1点。

それから、前回2005年においては、販売金額を実額で記入していただいておりますけれども、そこに拒否反応等が強いということがございまして、今回は販売金額等を17段階の階級値で記入をお願いすることにしてございます。

3つ目は「記入負担の軽減」ということで、調査項目の見直しと削減。経営体調査につきましては、2005年は375項目あったものが、今回は202項目。地域調査では69あったものを約半数に削減するものでございます。

例えば林業に関する調査であれば、人工林に関する情報は今回削除するであるとか、農家経営の特徴などを把握したおっものは今回削除するとか、そういったことを予定しております。

2つ目としまして、作付面積等の把握方法簡素化ということで、従来は例えば野菜の個々の品目ごとに作付面積を取ってございましたが、今回は総面積で一旦取って、そのうち、どういった野菜について作付けをしているか。いわゆるイエス、ノーのところでは記入をお願いする形で

軽減化を図ってございます。

3つ目は、行政記録情報と書いてございますが、従来、集落に対する地域調査で、その集落の特性などを記入していただいていたわけですが、こういったものの中には、一般的に公示されている情報も多いということで、農水省本省で把握して情報を付加するという形に今回変えてございます。

3つ目の課題として「調査方法の改善」でございます。この調査は3つから成り立っておりまして、経営体調査の方は統計課のラインで調査しますが、もう一つ、市区町村に対する調査、集落に対する調査は従来国の職員が調査を行っておりました。これを今回は郵送、もしくは調査員調査に変えるということでございます。

一番最後のところは、調査票及び調査期日の統一でございますが、従来は北海道用、内地用、沖縄県用と3種類の調査票を使ってございました。

例えば北海道ですと小豆に関するものであるとか、馬、てんさいであるとか、そういったものに関する項目が入っておりました。

沖縄県でいいますと、軍用地内における耕地の面積であるとか、特にサトウキビであるとか、果物等に関してはいわゆる本土とは違うものを質問項目に入れておりました。

そういうことがございますが、今回からはこれを統一した調査票に変えるということが1点目でございます。

2点目としまして、従来、沖縄県と他の都道府県で調査日が異なっておりました。農林業センサス自身は、2月1日現在で調査を行っておりますが、2月と申しますと、沖縄県では従来サトウキビの収穫ということで、農家の方が忙しいということがあって、沖縄県に関しましては、12月1日現在で調査を行っておりましたが、沖縄県の中におけるサトウキビの農家の割合等も低下してきているということで、全国を2月1日現在で行うという形で、調査期日を統一することにしております。

今回このような3つの点について、改正を行っております。先ほど申しましたように、2005年に農林業経営体という概念を導入するとか、大きく変更を行っておりますので、今回は小幅な改正であると考えてございます。また、需要等に合わせて、調査項目等を簡素化しているということで、おおむね妥当ではないかと考えております。

できましたら、来年の1月答申をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

竹内委員長 今回は指定統計で行われ、新しい制度の下でも、当然これは基幹統計になると思いますが、何か御意見、御質問がございますでしょうか。

御意見、御質問がなければ、この諮問は産業統計部会で審議していただくことにします。その結果をまた御報告いただくこととなりますが、産業統計部会の舟岡部会長、よろしく願いいたします。

それでは、次の議題に入ります。次の議題は「(5)部会の審議状況について」です。

産業統計部会の審議状況につきまして、舟岡部会長から御報告いただきます。

舟岡委員 それでは、簡単に御報告いたします。

10月20日の第10回統計委員会におきまして諮問された「造船造機統計調査及び鉄道車両等生産動態統計調査の改正について」、11月7日に審議を行いました。

当日、事務局から諮問の内容、諮問時における統計委員会での議論の概要について説明が行われました。その後、委員、専門委員、各府省の審議協力者から御質問、御意見をいただきました。主な質問、意見は1ページから2ページに記されています。

この部会は全部で3回を予定していますが、次回以降においては11月7日にいただきました意見を基に論点を整理して、その論点に従って審議を進める予定であります。

造船造機統計調査は昭和25年に開始され、鉄道車両等生産動態統計調査は29年に開始され、それ以降、大きな変更はありませんでした。そのため、統計審議会に諮問され審議したことは、これまで一度もありません。したがって、両統計調査が時代の変化に対応したものになっているかどうか等を中心に十分審議したいと思っています。

とりわけ両統計調査の役割、位置づけについてしっかりと議論して、更に基本計画の中に盛り込まれていますが、今後、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、国土交通省の4つが担っている生産動態に関する調査について、1つの基幹統計としての生産動態統計にすることとなっていますから、両統計調査が他省の所管する統計調査と比較して、生産動態統計の一翼を担う調査として、調査設計がこれで良いのかどうか、あるいは調査事項等について更に詰める点があるかどうか等を議論したい。さらに、戦後すぐにでき上がって、その後、大きな改正がありませんので、ユーザーのニーズの視点に立って調査事項等が計画案どおりで十分であるかどうか等々についても、十分審議していきたいと思っております。

簡単ではありますが、以上です。

竹内委員長 今、部会長から、こういう点が問題だから十分審議したいとおっしゃられました、そのとおりだと思うのですが、今までのところで問題点として出てきたことはありますか。

舟岡委員 1ページ目の2つ目の ですが、造機調査は造船、修理等の部品・付属品を生産している事業所を調査していますが、その調査対象は従業員数10人以上の事業者としています。はるか以前の10人以上といった対象区分を現在も継続して良いのかどうかについては、十分検討する必要があるかと思えますし、調査精度の確保についても、単に生産動態統計の一翼を担うという観点に立って、ほかの生産動態統計調査と横並びで調査精度を検討するだけではなくて、行政目的に沿った形の調査精度も十分勘案しなければいけないと思います。そういう点について、幅広く検討していきたいと思っています。

それから、2ページ目に移って、生産の概念が、ほかの統計調査とは若干異なるところがあります。

一番上の であります。鉄道車両等生産動態統計調査においては、生産は1編成の車両、例えば10台で1車編成になっているとしますと、それらすべてが完成した段階でまとめて生産額として計上することとなっています。進捗ベースの観点からいけば、少し異なる扱いになっているという感があります。そのような生産の概念あるいは在庫等の概念について、ほかの生産に係る統計調査と概念が対応するかどうかについては、十分検討したいと思っています。

更に3つ目の で、公表が遅いので公表時期の改善が図られないかとの意見が出されています。これについては、鉱工業生産指数で使われるという観点から、できるだけ足並みをそろえた形での公表時期の設定が求められるのではないかと考えています。

今回の改正内容で出された意見については、論点に整理して審議し、その結果については、次回の統計委員会で御報告したいと考えています。

竹内委員長 何か御質問、御意見ございますか。

もしございませんようでしたら、今後、引き続き御審議をいただき、また御報告をいただきたいと思います。

それでは、次の議題に入りますが、基本計画の答申についてです。前回の委員会においてとりまとめた中間報告に対して、いろいろ御意見をいただきましたので、その修正点などにつきまして、まず事務局の中島室長から御説明をお願いいたします。

内閣府統計委員会担当室長 資料7、8をご覧くださいと思います。

まず資料7ですけれども、中間報告としてお認めいただいた報告書がベースになりまして、更に各府省へ意見照会を実施いたしまして、その御意見を事務局で精査しまして、事実誤認や表現ぶり等、軽微な事項については事務局で修正を行いました。

修正した部分に関して、資料7をご覧くださいいただければわかりになると思いますが、見え消しの形で示してありますので、ご覧くださいと思います。

ただ、1点、事務局のミスでストック統計のところの修正漏れがありまして、これは次回の部会で修正版をお出ししたいと考えていますので、この点だけ御了解いただきたいと思います。

それから、資料8に関しては、各府省から提出された御意見のうち、審議が必要だと判断される重要な意見について、挙げてありますので、これに関しては、委員の先生方からの御意見を伺って判断を仰ぎたいと思います。

以上です。

竹内委員長 ということで、各省からいただいた御意見の中で、重要な点と思われることについては、これから少し詳しく御意見を伺いたいと思います。

その前に、ところどころ文章を直してあるのですが、ぱらぱらと見れば、例えば11ページ、12ページ辺りに若干あると思いますが、そうたくさんはないので、これは後でご覧ください、もし自分が言ったことはこういうことではないというところがあれば、後でもう一度お寄せいただいても結構です。

それで、各省からの御意見のうち、2～3つ、かなり大きな問題が提起されているところがあると思いますので、それにつきましては、それぞれの省から改めてここで御説明をいただいて、そして、皆さんに御議論いただきたいと思います。

財務省と厚生労働省からそういう御意見が出ていますので、最初に財務省から提出されている御意見につきまして御説明をいただきたいと思います。

財務省関税局 恐縮でございます。財務省関税局の調査課長でございます。

今回、意見を提出させていただいて、事務局との間で調整が整っていない点が幾つかござい

ますので、御説明させていただきます。

資料 8 にこちらから提出させていただいた意見、その理由についてまとめてございますけれども、大きくって 2 つございます。

1 つは大きな論点だと思いますけれども、業務統計である貿易統計を基幹統計として指定することが適当かどうかという点でございまして、これは後で意見を申し上げますけれども、この答申（案）では少なくともそれは当確だ、要するに基幹統計に指定するという前提で、それへの準備という形で位置づけられています。

これについて、私どもとしては、調査統計と業務統計は目的、成り立ちが違うと思っております。もともと調査票を国民に配って、こういう統計目的に調査結果を使わせていただきますという形で回収しているものと、言わば間接強制、こういうものを出さないと手続を通さないと出してもらっているデータを基につくっている業務統計である貿易統計とは、やはり異なる考慮が必要であると考えておりまして、その点で基幹統計化については、今の段階では白紙的に議論する必要があると考えております。

もう一つ大きな点は、貿易に関する行政情報を他の企業センサス等で得られた企業情報とリンクして新たな統計を作成するという点につきまして、この答申では無条件にそれは検討を開始する、とにかく検討を開始するという点になっておりますけれども、私どもとしては、先ほど申し上げましたように、貿易統計、輸出入申告のデータというものは、間接強制の下で輸出入申告者が行政手続を通してもらうために出しているということでございます。かつ、その中には個人や企業の機微に触れる情報も入っておりますので、そういうものを、ほかの目的である統計に使用することについて、それで結構ですというしっかりした理解を得て、かつ、秘密保持が万全のこうこうこういう形で、具体的にこういう統計をつくって、こういう保全措置をしっかり講ずるので、皆さんの秘密が漏れることはないということをきちんと説明した上で、納得を得るというプロセスがないといけないと思っております。そういう観点から、現時点で直ちにそういう統計を作成するという点でかじを切るということはいかがかと思っております。

そういう観点から、今回、基本計画案に対して意見を提出させていただきました。まず本文の 8 ページでございます。第 2 の 1 の「(1) 基幹統計の指定に関する基本的考え方」ということで、8 ページの終わりの方から 9 ページの 27 行目まで述べられておりますけれども、要すれば、先ほど申し上げましたように、何を基幹統計に指定するかというときには、個別の具体的な事例に即して判断することが適当であるというお言葉があるのですが、それが読み取れる箇所が全くないということでございます。

我々としては、そもそも新統計法で基幹統計に指定された場合、どういう法的効果があるかと考えてみたときに、一番重要な意味があるということは、その統計の作成方法等について、改善という観点で総務大臣から意見を述べるができる。その際には、統計委員会から御意見を頂戴するという点になっております。

私どもが懸念を持っておりますことは、貿易統計の場合、貿易の円滑化、簡素化という観点から、国内的にも国際的にもなるべく申告は簡素な方が望ましい。一方で、統計の有用性という観点から、データを充実してほしいというお話があることは重々承知しておりますが、他方で、貿易の簡素化という観点から、なるべくそこは手間がかからないようにという観点で、申告はなるべくシンプルにという要請があることも事実でございます、果たして、それが必ず両立するのか。両立しない事態もあり得なくはないのではないかと。

例えば改善をしようというときに、もう少し充実した統計を出すために申告項目を増やしてくれとか、こういうものも入れてくれという話になりますと、そこがバッティングする可能性があるのではないかと。その懸念が払拭できない中で、基幹統計化は当確なのだということは、私どもとして、この段階で結構ですとは申し上げられないという趣旨でございます。

それとの関係で、少し飛びますけれども、別表の 32 ページで、今、統計委員会の基本計画案におきましては「2 新たに基幹統計として整備すべき統計」というカテゴリーの中に貿易統計が含まれておりますけれども、私どもとして貿易統計を基幹統計に指定するのが妥当かどうかという議論をするのを避けるつもりは毛頭ございません。それについては議論させていただきたいと思っておりますけれども、まだ議論のない現段階の中で、これがもう基幹統計として当確というカテゴリーに位置づけられていることについては、適当ではないと考えております。

資料 8 の 20 ページの 14 行目から 17 行目と申しますものは、一般的な行政記録情報と既存の統計調査とのリンケージを中心とする貿易に係る情報の高度利用ということでございます。ここでの意見の趣旨は、確かに統計の有用性の観点からこういうことなのでしょうけれども、他方で、先ほど申し上げたような秘密の保持に対する懸念というものは当然データを提供する側からしたらあるわけですので、ここではそういう秘密保持を確保するための十分な方策が取られる。それが取られたという場合に、情報の高度利用ということが可能となるということで、そういう限定を付すべきではないかということで申し上げます。

これにつきましては、そこに下線で書いてありますように、事務局の方で、私どもの意見も踏まえて、「その際、個別の企業情報が識別されることがない等の措置が取られるべきことは言うまでもない」という形で書いていただいております。私どもの意見に配慮いただいたことは大変感謝したいと思いますけれども、私どもとしては、例えばもう少し秘密保持がきちんと行われた場合に、情報の高度利用をするという意味で、グローバル化に係る統計の整備充実に関しては、本来の行政手続の円滑な実施及び個別企業情報の秘密保持が担保される範囲内において情報の高度利用が重要である。こういう書き方はいかがかということで、再意見として提起させていただいております。

意見の 2 ページへまいりまして、これは別表の 15 ページでございます。これにつきましては、グローバル化の進展に対応した統計の整備ということで、幾つか具体的な施策がございまして、一番上につきましては、先ほど申し上げましたように、現時点で無条件に新たな統計情報の作成に向けて検討を開始するというところでございます。

これにつきましては、先ほど申し上げたような理由で、そもそも本来の目的以外に輸出入申

告で得たデータを使うことについて、輸出入申告者の理解をきちんと得なければいけない。理解を得た上で、秘密が漏れないようにどういう保全措置を構ずるかということ議論するプロセスがあるべきで、それをやる前に、最初から統計情報を作成するという前提で検討を開始することは、そういった方々に無用の誤解を招くおそれがあるということで、私どもとしては、現時点でこういう施策をやる、書くことについては、同意できないということでございます。

別表 15 ページの 2 番目の でございますけれども、この施策につきましては、特段、これをやること自体について私どもが反対しているわけではありません。これは横並びでそういうことなのだということであればそうなのですけれども、念のために申し上げておきます。この施策を実施するためにはプログラムの見直しとか新たな予算も必要となるのですが、現状の予算でも貿易統計本来のニーズに基づくいろんな経費がかかっておりまして、それで手一杯という状況もありますので、予算が確保できるということが保証できない状況でございますので、この表には何も書いてありませんが、私どもとしては予算が仮に取れたならばという前提であることで理解させていただきたいという意味で、こういう意見を書かせていただいております。

本文に戻っていただきまして、23 ページでございますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げました一般的に行政記録情報を活用する場合の懸念事項として、やはり個人や企業の秘密が類推されたりという懸念がある。

特に輸出入申告者の場合はあるものですから、これについては、秘密保持というものを十分考慮に入れて、23 ページの 24 行目でございますけれども、「保有機関が行政記録を提供することは困難とする合理的な理由が存在する場合」という形で書いていただいておりますが、その合理的な理由の 1 つの例として、秘密の保持の確保に対する懸念、機密確保が困難である場合といったようなことは具体的に例示していただきたい。

これについては、そんなことは統計をつくるに当たって当然だというお考えもあるかと思っておりますけれども、やはり我々統計を扱っている専門の人間の中では当然であっても、国民に対して、その懸念を巻き起こす可能性のあるところには、念のためそういうところは明示しておくべきだと考えておりますので、そういった観点から意見を述べさせていただきます。

最後の 23 ページの 28 行目から 32 行目のところに、「行政記録を活用することの有用性や安全性に関し国民に十分理解してもらうための具体的方策を検討し」となっておりますけれども、ここの「安全性」に秘密保持の確保というものが含まれているのだということを明確にさせていただきたいということも併せて述べさせていただきます。

ここも当然と言われればそうなのですけれども、やはり国民に対して一部の懸念でも残してはいけませんので、あえてそこは重畳的であっても、念のため書いていただきたいというのが、この意見の趣旨でございます。

以上でございます。

竹内委員長 今、おっしゃったように、これは 2 つの違ったレベルの問題が含まれておりますので、それは別々に少し議論していきたいと思っております。

第 1 点は、そもそも業務統計に当たるものを基幹統計に指定することについては、原則とし

て問題ではないかという御意見だと思うのですが、その点について委員会の皆さんの御意見を伺いたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

美添さん、どうぞ。

美添委員 基本的な業務統計で現在の指定統計に使われているものは、決して少なくないと認識しています。例えば人口動態統計は、出生、死亡、婚姻などの典型的な業務統計であり、かつ重要な統計ですから、業務統計が重要な統計になり得ないという論理は全くあり得ないと思います。

それから、一般的な話をすれば、申告の義務を課されている客体にとって、業務報告、行政資料であっても、統計調査であっても同じように負担に感じるということも世界の共通認識である。客体側としては、同じ事項を二度にわたって提供するよりは、国が情報の管理をきちんとするという前提の下で一度、行政資料を提供すればそれが統計調査に流用されることには、基本的に反対意見はないと理解しています。特に企業の場合は、そのような意向が強いということは、これまでもこの場などで評価していると思います。

とりあえず、基本的な判断はこういうことだと思います。

竹内委員長 何かほかに御意見ございますか。

舟岡委員 先ほど関税局の方から申告の簡素化が今後進んだときに、基幹統計として指定されることによって支障が出てくるのではないかと懸念が示されました。少なくとも貿易統計が我が国経済統計の全体の中で大きな役割を占めていることは確かであって、申告の簡素化がどういう方向に、そして、どの程度まで進むとお考えなのかはわかりませんが、本当に必要な情報が申告の簡素化によって取れなくなったとしたら、別途統計調査を実施しなければいけなくなります。それぐらい非常に重要な情報を貿易統計は提供しているのであって、もし新たに統計調査を起こして統計情報を入手することになりますと、国民の負担が大変なだけでなく財政上の負担も大きい。

懸念されておられることとは逆のケースもあって、先ほど美添委員から人口動態統計の話が出ましたが、同じように行政記録情報を基にした統計として、建築着工統計があります。同統計の開始の際には、建築着工のときの本来の届出情報に3項目ぐらい上乘せすることによって、新たに統計調査を行わなくても非常に重要な建築着工に関する情報が取れるようにして、統計調査による追加的な客体の負担を軽減しました。届出情報を見直して、全体としての負担を少なくするように図った事例があります。

現行の貿易統計で提供している情報は、国際的な比較等の観点から考えても、これ以上簡素化するという事は余り考えられない。その意味では、現行の貿易統計をベースとして、基幹統計として指定することは適当だろうと判断されます。

黒田臨時委員 財務省からの御意見を伺っていると、今回の統計法の改正の趣旨に関して、非常に消極的な気がしてならない。今回の統計法が一番柱になっているところは、ある意味で統計というものは国民に対する公共の情報として提供すべきものだということです。したがって、業務に支障を来すようなことがあってはならないとか、個人情報の秘密保持をきちんと

堅持しなければいけない、これは大前提になっている話です。その上で、国民に対してより負担を軽減する形で、より良い情報をいかに統計として提供できるかということを経験法は考える。これが全体の趣旨だと思います。そういう意味で、絶対業務に支障を来すから、これ以上は開示できないということは全くおかしい話で、そのこと自身が非常に消極的だと聞こえてならないです。

片方で業務統計を使うということは、必要な情報として、いろんな調査をやるよりかは二重にならない、手間がかからない、もしくは二重に国民に負担を背負わせることにならないということでもあるわけで、業務統計を利用できる範囲内の制約において、よりよく使っていくということは、本来の統計法の第一前提になっている趣旨だろうと思います。

それから、資料の書き方にもよるのでしょうけれども、別表にあります基幹統計としてここで挙げられていることは、すべきだと我々が認定したという統計であって、無条件ですということを経験法を必ずしも意味しているわけではない。ただ、可能な限りそういう方向に持っていくように、これから内容を精査していきましょうという指示だと思いますので、ここで、もし財務省提案の幾つかの統計を除くことになると、あらゆる官庁の統計にそれが波及してしまう。その統計法の趣旨を侵してしまうということについて、財務省がどう責任を取るのかということになるのだろうと思います。

吉川委員長代理 財務省の方の御説明を伺っていると、まず第一に、何人かの委員の方が言われたとおり、当然、業務統計を使った場合でもいわゆる個票というのでしょうか、プライバシーなどに関わることは十分注意しなければいけない。そういうことは大前提で、それは財務省の方もそうおっしゃっていたと思います。

統計の方では、有用な情報、重要な情報ということが当然要請される。業務の方では、業務の目的からして必要な情報がある程度簡素化の原則の下で取られているということだと思っております。常識的に考えると、輸出入統計の場合には、大方その2つの間に大きな齟齬があるとも思えないのですが、先ほどの財務省の方の御説明を伺っていると、現在はともかく将来的にそこに齟齬が生じた場合、最後に統計の論理が優先するのか、現場で業務をになっている方々、あるいは役所の論理が優先されるのか。どちらがオーバーライドするのかということが1つの問題で、基幹統計に指定されると法律の下で統計の論理が優越することになるのではないかと、そこに危惧をもたれていると私は話を伺って考えていました。

繰り返しになりますが、本質的な意味では、輸出入統計もまた大方のほかの業務統計の場合も、現状において収集されている情報内容について、統計側、業務の側、そんなに大きな齟齬はないということだと思っております。今、私が申し上げたようなところで、これをスムーズにランディングさせるためには、どういう原則を設けて、言ってみれば業務の側と統計の側で本質的な意味では矛盾はないのだろうと思います。しかし、新しいシステム体制の下で業務を担われている官庁の方で危惧を持たれていることも明らかなわけで、その問題をどういうふうに対応するかということなのかと、私は話を伺いました。

美添委員 先ほどは一般論を申し上げたのですが、吉川委員長代理が指摘された点が

一番懸念されているところだと思います。

第一に、情報を提供する場合の懸念については、一般に個別情報が明らかにされない形で統計をつくる。これは統計調査をする場合の原則であり、調査票にもその旨明記されているわけです。この点が御心配であるということであれば、例えば調査票にこの報告によって収集された情報の一部は、統計目的によって利用することがあると明記すれば良いわけで、その際、当然のように秘密は守られます。現在でも統計はおつくりになっているわけですので、更に統計法の網をかけて明確に秘密を保護するという趣旨を客体に明示すれば、この点は解決できると思います。

もう一点申し上げますと、統計をつくるときに加工、集計をしなければいけない。新たな集計をするための人と予算が十分手当されていない状況でできるのだろうかという御心配があると思います。この点は、第1ワーキンググループで議論したときも問題だったわけですが、1つのメリットとして考えられることは、基幹統計にリストアップされれば、予算及び人材の管理部門に対して統計委員会から何らかの依頼をするという趣旨が案にも含まれているわけで、そこは多少助けになると思います。

一番心配なことは、外部から予算も人もないのに無理な注文がくるのではないかとということだと思いますが、それに対して何らかの実務的な担保が取れるような工夫を、実務レベルでお考えいただければ良いのではないかと思います。

竹内委員長 私から問題の整理いたしますと、やはり基幹統計として貿易統計を指定すべきかどうかということと、情報をどういうふうに提供するかということは分けて議論したいと思うのですが、貿易統計を基幹統計に入れることは、私の感じでは絶対に必要だと思います。

もしそれについて、今の通関統計がそのために使われては困るということが非常に強硬な御意見であれば、それはその統計をどこか別のところからつくるということも考えなければいけない。それは特別に調査をするか、変な話ですが、多分、財務当局は国連の方にその報告をされているでしょうから、国連経由で手に入れるとか、いろいろなやり方があるわけですし、それはそれぞれでやりようがあるのですけれども、どういうやりようがあるにしても、貿易統計というものは国民経済計算の上でもあるいはいろいろな外国との折衝の上でも必要ですから、これが基幹統計から外れるということは非常に奇妙なことになると思うので、やはり基幹統計に入れるということ自体はやめるわけにいかない。逆に言えば、財務省関税局がそれはだめだと拒否される権利があるのか。それもよくわかりません。ですから、それは是非財務省にも納得いただきたいと思います。

また、8ページから9ページに「(1)基幹統計の視点に関する基本的な考え方」というものがありますけれども、これでは不十分ではないかとおっしゃいました。あるいはこれ自体を変えるべきだとおっしゃっていましたが、これをどういうふうに変えたら良いと御提案なさりたいのか。それもおっしゃっていただかないと、このままではだめだから削除しろと言われても、削除するわけにはいきませんので、何か御意見ございますか。8ページから9ページに関する関係で、基幹統計にというものの考え方が違うのだとおっしゃるのでしたら、是非

おっしゃってください。

財務省関税局 今、この場で、修正案などは申し上げられません。

私どもの考え方として、先ほどお話のあった貿易統計がここに新統計法に書かれている要件を満たす重要な統計であるということに対して、異議を申し上げるつもりはございません。

それから、今、委員長がおっしゃったような基幹統計に指定しないからデータを提供しないとか、そういうことを申し上げるつもりもないわけでございます。他方で、今の段階で、そもそも基幹統計化することによっていろんな責務が求められるわけです。公表することは結構だと思いますけれども、改善方法について、統計委員会、総務大臣から提案があったら、それは意見を述べるができると書いてあるだけで、それに無条件に従わなければいけないとも書いてないのですが、そうはいても、そういう意見が出たら、政府の一府省としては尊重せざるを得ないわけで、その場合に、先ほど人と金の問題とおっしゃいましたけれども、私どもは必ずしもそういうことではなくて、秘密の保全、輸出入申告者の利益と統計の有用性のどちらを取るか。そういうふうにならないのが望ましいですけれども、そういうこともゼロとは言えないのではないかと。

そのときに、私どもして非常に困る立場になるので、その辺の議論をした上で、果たして基幹統計化が適当なのかどうかということ判断していただきたいとお願いしている。今の段階で基幹統計をとにかくやるということではなくて、まずそこを議論していただきたいというのが意見です。

確かに削除とか非常にきつく書いてあるので、御気分を悪くしてしまったのであれば申し訳ないのですが、この場で財務省関税局としてこういう修正案なら受け入れられるということは、私の立場として申し上げられる状況ではないです。

竹内委員長 もし関税局として非常に積極的な強い御意見があたりであれば、8ページについての修正案は是非出していただかないと、これはほかの府省全部に関わることですから、ここは財務省反対だから、とにかくやめてくれと言われただけでは、統計委員会としても困ります。

財務省関税局 わかりました。委員長からそういう強い御発言があったということで、申し訳ありませんが、持ち帰らせていただいて、また検討させていただきます。

竹内委員長 佐々木委員、調査に答える企業の立場から何か御意見がございませんでしょうか。

佐々木委員 実感として、統計を使われて個別の企業が困るという場面が余りイメージできないのです。非常に特殊なデータのところはそういうふうになると思いますが、一般的には大して大きい影響はないので、そここのところが困ると言われる企業の立場の全貌が私のところでは見えないので、今、うまくお答えできません。

竹内委員長 財務省の方で、こういうことは困るという意見があるということはわかりますか。

財務省関税局 余り具体的に言うと差し障りがあるのですけれども、現状の業務でも、例え

ば輸出入をする場合、特定の港で品目を特定してしまえば、企業名を隠しても事実上どこの企業が行っているかがわかりかねない場合があります。

それから、今回、リンケージして活用するという中に、企業の規模や収益などとのリンケージとありましたけれども、これも場合によってはリンケージすることによって特定するという可能性もないとは言えないと思います。その辺を細かく検討してみないと、実際にそういう秘密が漏れる可能性がない形で作成し、あるいはどういう保全措置を講ずるかという具体的な議論をした上でないと、私どもとしては大丈夫ですとはお答えし難いということをお知らせいたします。

竹内委員長 その点は、具体的にデータをどう提供するかということにかかっているわけで、それは個別に、そのたびごとにきちんと折衝されるわけで、ここで基幹統計にすることにしたら、何でもかんでも必要と思うものは全部出してほしいという意味ではないわけですし、リンケージしてもそれを公表するときには、個別情報が漏れる形にならないような考慮をして、例えば、自動車をどこの港からどれだけ出しているかというだけで、個別情報が分かるというようなことが起こらないように、公表の段階では十分考慮してやるということを前提にした上で話になっているということは、いちいち細かく書いてないかもしれませんが、それは当然の前提だとお考えいただいた方が良いでしょうと思います。

廣松委員 今、委員長がおっしゃったことの繰り返しですが、少なくとも統計として公表するときには、よく言うように「×」を付けて、特定されないような形で情報の提供をしているということは是非御理解いただきたい。

それから、先ほどの御説明を伺っていて、貿易あるいは通関統計に直接関わる御意見はともかくとして、後半で、行政記録情報の利用そのものに関してコメントがあったわけですが、その点に関しては、今回、新しい統計法では、社会の情報基盤としての統計ということに柱を据えて、我々は議論をしているわけです。どうもお話を伺っていると、また行政のための統計に逆戻りしかねないという気がしまして、その点については、統計の立場からするならば、もう少し統計のことを信用していただきたいというか、守秘義務等、先ほどの公表の仕方等も含めて、特定の企業なり事業所が識別されるような形での公表を目指しているわけではないということをお理解いただければと思います。

財務省関税局 済みません。私の言い方が誤解を招いたのかもしれませんが、財務省として信用する、しないという話ではなくて、私どもとしては国民の一部である輸出入申告者がこの報告書をご覧になったときに、そういうところがはっきりしていないのではないかと、懸念を持たれるのではないかとということで申し上げます。

いずれにしても、今、パブコメが走っておりますので、その結果も1つあると思いますけれども、私ども財務省の立場から申し上げているわけではなくて、私どもが輸出入申告を受けるときに相対している輸出入申告者、国民の一部の人たちが懸念を持つのではないかとという観点から申し上げますので、誤解のないようお願いいたします。

竹内委員長 その点は、この申告者だけではなくて、すべてのことに関わるわけですから、

十分に国民の理解が得なければならないということは当然のことです。

先ほど御指摘になった 23 ページのところですが、そのことが十分書いてないのではないかという御意見だったようですが、5 行目の第 2 段落に「統計作成に利用しても個人や企業の情報が漏洩するおそれがないことなど安全性を国民に十分理解してもらえよう努力することが必要である」ときちんとして書いてあるわけですし、そのことは十分注意する必要があると思いますし、特に貿易統計だけではなくて、全般に関わることでありますから、それは十分注意していくことになっています。

ただ、それについてついでに申し上げたいのですが、その場合、個々の申告ごとに一人ひとりの申告者に了解を得る必要があるというところまで極端化すると、それは無理ではないかと思えます。つまり、こういうことがありますけれども、同意の上でなければ統計情報を提供できないとは解釈されたくない。そこまで解釈してしまうと、統計を得るということはほとんど不可能になります。それでしたら、出生、死亡届出も人口動態統計に使って良いですかということを一一人ひとり届けを出した人に聞いて、ふせてくれと言われたら、人口動態統計から落とせということになったら大変ですから、私はそこまではいかないかと思えます。そうではなくて一般的に国民あるいは企業の御理解を得るということは、非常に重要だと思っています。

舟岡委員 基幹統計化という話から、その先まで進んでいるようなのですが、あらためて基幹統計化の話に戻しますと、少なくとも貿易統計をよりよいものにしたいということについては、統計委員会も関税局も共通の理解だろうと思えます。貿易統計の精度はどうでも良いと関税局がお考えになっていないとすれば、先ほど関税局の方が統計を作成するための人員や予算、その他いろいろと制約が強過ぎるということをおっしゃいましたが、そういう制約があるならば、統計委員会あるいは関連するところが、作成の方法の改善に向けて知恵を提供することは、制約がある人員等の縛りを少し緩めることにもつながるわけで、貿易統計を基幹統計にすることによって作成についていろいろな意見を提供してもらええることは、かえってありがたいのではないかと。余分な意見は言ってもらわずに、我々で十分精度の高い統計をつくり続けることができるということであればともかくとしまして、統計化するときには詰めるべき問題が残されているのであれば、統計委員会が何らかの形で関わって、よりよい統計に向けて共同歩調で歩めるのではないかと考えています。

竹内委員長 まだ御発言のない方で、何か御意見ございますか。

統括官に伺いたいのですが、基幹統計を指定することは法律上どうなのでしょう。つまり、統計委員会でこういうものを基幹統計にしたい。あるいはそれについて総務省から案を出して、それに対する諮問に答えるという形かもしれませんが、そういうことなのか。それとも統計のデータを現に持っているところが、これを基幹統計にしてほしいと言われれば、こちらはそれで OK あるいは NO とするけれども、そちらが基幹統計にしてほしいと言わなければ、統計委員会としては口を出すことができないのか。その辺の法的な関係はどうなっているのでしょうか。

総務省政策統括官 まず指定の関係でございませぬけれども、指定するときには総務大臣が指

定をします。そのときに関係行政機関の長に協議をするということで、具体的には協議をしてこれが必要ですということで申請をしていくということでございますから、発意としては、それが本来基幹統計とすべきものだという判断があって、それについて総務大臣から関係府省にこういう基幹統計をすることについて是か否か、何か問題があるかということを知照する。普通は協議が整って、基幹統計にするということで諮問をするということです。

今のお話は、総務大臣はそう判断したけれども、関係府省でそれは応じられないという返事があった場合にどうかということだと思います。その場合には、法律の協議というものは何かという議論になってきまして、最後、協議が整わなくても指定をすることは、法律上はぎりぎり可能だと思います。ただ、それで実際うまく行政が回るかということになると、現実にはそれは回らないでしょうから、実際にはそういう事態は余り考えられないのではないかと考えます。

竹内委員長 今はまだ基本計画の中で、これを基幹統計にするべきであるという意見を盛るかどうかというだけのレベルなので、本当に指定するところまでには至っていないわけですから、今の統括官のぎりぎりのお話というところまではいっていないわけです。

そういう点で、私はとにかく貿易統計というものを是非入れたいというのが意見でありますし、委員の皆さんに一人ひとりお伺いしても良いのですが、恐らく反対の方はないと思います。

ただ、そういうことで、今の貿易統計が基幹統計化することによって、縛りをかけられることは困るというのが関税局の強い御意見であるとすれば、それをどう考えるかということは、その先の話ですけれども、仮に今の段階でいろいろつくることが難しいことがあったとしても、貿易統計を基幹統計に何らかの形でするということは、必要ではないかと思えます。これが基幹統計の中から欠けるということは、あり得ないのではないかと考えています。

吉川委員長代理 また繰り返しになってしまうかもしれませんが、関税局の方で言えば持ち帰ってもう一回考えてくださるということだったと思うのですが、問題になっていた業務統計の内容の秘密保持等、その原則については、行政の側と統計の側でいうと、これは原則齟齬がないわけです。統計の方もそこところが極めて大事だ、プライバシーなども大事だということとは100%言っているわけですから、したがって、持ち帰って再検討していただくときに、余り大きな原則のところでは齟齬がないと思います。むしろ、技術的なテクニカルな問題として問題を解決するという発想で再検討していただいた方が良いのではないかと。

統計の方からすると、先ほどから委員長がおっしゃっているとおり、一言で言えば貿易の統計は非常に大切な統計だ。普通名詞として基幹統計であるということは明らかであって、そこは関税局の方も認めていらっしゃると思います。ですから、重要な統計である貿易輸出入の統計を今度は固有名詞としての基幹統計とした場合に、なるべくコストがないといいますが、問題がないように技術的にそれをどのように処理できるかということを検討していただければと思います。

竹内委員長 どうぞ。

総務省政策統括官 先ほどお答えした関係で確認をさせていただきたいのですが、関税局か

らお出しになっている資料 8 の一番上の四角に書いてある理由は、業務統計というものが基幹統計に指定される。そうすると、通関行政の本来の行政に基づいて決定されるべき申告等が、更に本来の行政手続の要請を超えて、国民に負担を強いるようになることを御懸念されている。そういうことによって、本来の通関行政で必要になる以外のものが統計法によって求められる責務に服するという義務がかかる、国民の負担が大きくなる。そういう御懸念があると書いてあります。

ただ、法律の建前からしますと、基幹統計のどういうものを指定するかということは、法律上どういう方法によって統計を作成するかということとは関係がなく、行政機関が作成する統計というのが全国的に重要な統計か、あるいは国民によってよく利用されるか、あるいは国際的に重要かということで、基幹統計へいくかどうかを決めます。

その次に、基幹統計になった後、どうやってそれを作成するかということになったときに、統計調査をするか、それ以外の方法でやるかと分かれてくるわけです。

もし、今、ここで書いている御心配のように、本来の行政の手続、目的によって、その情報が取れないということだとすれば、当然それは通関行政では取れないです。だけれども、統計としてその情報が必要だということになれば、本来の業務ではない別の方法、例えば統計調査という形でその情報を取るようになります。ですから、本来の行政で取れない情報を基幹統計に指定されたからといって、通関行政の情報として取らなければいけないということにならない。ですから、ここで言っている御心配はどこにあるのかというのが、よくわかりません。

財務省関税局 まず吉川先生のお話については、吉川先生の今の御発言も含めて、持ち帰って上司に報告しまして、もう一回検討させていただきたいと思っております。

それから、統括官からあったお話については、確かに法律に要件が書いてあって、ただ、私どもの理解だと、それを満たせば必ず 100% すべてを基幹統計にしなければいけないと書いてはいない理解しております。

そこは仮に基幹統計にしたところで、勿論公表などいろいろありますけれども、基幹統計の一番重要なことは改善について総務大臣が意見をおっしゃるところだと思っているものですから、それがもしできないのであれば、基幹統計にとしても意味がないのではないかと、だから、そのところです。

今おっしゃったことは、基幹統計に貿易統計を指定しても、実際に無理だということであれば、別の手段でというのは、現状の貿易統計の中で何もできなくても、その場合、指定行為の意味があるのですか。

総務省政策統括官 私が申し上げた意味は、どうしても基幹統計として必要な統計だということを決めたときには、基幹統計に指定します。そういう統計が必要だと考えるわけです。そのときに、その基幹統計をどうやってつくりますかというのが次の議論になります。そのときに、いわゆる日常で業務としてとらえている情報でその統計をつくれるというつくり方と、それでは足りない情報であれば、別に統計調査をしてその情報を取ってきて統計をつくる。

まず最初に基幹統計とすべき統計がどうかという議論があって、その統計を今度はどうやっ

ているかということは2番目の話です。ですから、今の業務で取れない情報があるとして、それが基幹統計として必要な情報だということになれば、別の方法で取らなければしょうがないだろう。そういう順番になるということをお願いしたのです。

竹内委員長 政策統括官のおっしゃるとおりで、例えば極端なことを考えて、すべての貿易が完全自由化されて、関税ということがなくなる。したがって、関税業務がなくなるから関税申告書も要らなくなるということも勿論あり得ると思います。そのときになって貿易統計が不要になるとも思いませんので、そのときには貿易統計は何か別の形でつくらざるを得ないということになると思いますが、その場合でも、依然として基幹統計としての貿易統計は残ると思います。

そういう場合、関税業務がなくなったら基幹統計としての貿易統計もなくなってしまいうわけにはいかないの、別にそのときにも強引に統計を取るためだけに今の関税申告書に当たるものを書かせなければならぬかどうかということとは別のことで、論理的には必ずしもそういうことにならないと思います。そこは関税局の方で分けて考えていただいて、別に関税業務に差し障りがあるとか、無理なことを押しつけられるということには、原則としてならぬとお考えいただきたいと思います。

ですから、だんだん業務が変わって、それだけでは貿易統計として不十分なことにならざるを得ないということであれば、基幹統計として指定した以上、別のことを考えるのが当然だと私は思っていますので、その点はある意味では御心配いただくなくても良いのではないかと考えています。

この点については一度お持ち帰りいただいて、御検討いただいて、また御意見をお寄せいただきたいと思います。12月1日までには是非御意見をいただきたい。

実は基幹統計にすべきかどうかということのほか、それに関して、現在ある業務統計をどういう形で利用するか。あるいはその情報をどう利用するかということについて、いろいろ御意見がありますが、これについては字句の修正等はあることだと思いますので、今の第1点のところは明確になればあれですので、これも少し持ち越しにさせていただいた方が良くと思います。第1点の基本的なところがはっきり決まっていないう場合に、次のところを議論することは余り意味があるように思いませんので、そういうことにさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。念のため何かおっしゃりたい御意見がありましたら、今、お伺いします。

廣松委員 今の委員長のおまとめで特に異論はありませんが、ただ、先ほど出ました行政記録情報利用の一般論に関しては、基本計画部会及びワーキンググループで詰めたものですので、勿論、個別の行政の立場から御意見をいただくことは十分意味があることだと思いますけれども、特に23ページ以降に書かれていることは、一般論として議論した結果を記述しているということを御理解いただければと思います。

竹内委員長 私が今の修正も含めて持ち越すと云ったのは、現在の貿易統計に関しての情報、いろんな申告書などの情報を利用するという文章については、もう少し検討の余地があれば検

討したいと思いますということで、今、廣松さんがおっしゃったのは一般的な問題として、きちんと御回答いただきたいことの中に入っていることだと思います。

財務省の方は御苦労様でした。財務省の御意見につきましては、もう一度、改めて見解を示していただくということにいたしまして、結論は持ち越したいと思います。

次に厚生労働省からの御意見もございましたので、厚生労働省から御意見をお願いいたします。厚生労働省統計情報部 厚生労働省でございます。

私からお出ししている意見は、別表の16ページの「(7)企業活動の変化や働き方の多様化等に対応した労働統計の整備」という項目のうちの6番目ののところ。「平成22年度目途に、非正規雇用の実情を、継続的に把握する統計調査を毎年実施する」。

「実施時期」については「平成22年度を目途に実施する」となっている部分でございます。

非正規雇用の実情を統計的に把握するということの重要性は、私どももよく認識をいたしておりますし、当省としても大きな課題だと考えております。そういう意味で、調査の必要性や趣旨については十分理解できるところでございます。

ただ、一方で現状を見ますと、厳しい予算状況の中で新規調査を立ち上げることは、現実的には非常に困難でございますし、また既存調査の改変によって対応する場合には、効率的な実施方法について十分に検討する時間が必要であると考えております。

厚生労働省といたしましては、現段階で22年度の実施の実現可能性については目途が立っていないというのが実情でございます。調査の必要性につきましては、十分に承知しておりますので、むしろ、問題は実現可能性の判断でございます。ここについては、判断をいたしかねる事項でございますので、実務的な事情に御配慮いただいて「毎年実施する」とあるのを「検討する」ととどめていただきたいと思いますと思っております。

やや細くなるのですが、私どもこの調査を実施いたしますと、調査の設計をしなければならないわけでございます。その場合、例えばこの調査において人数と就業場所だけを把握するのか。労働時間や賃金といった労働条件まで把握するのか。あるいはそういった客観的な事情だけではなくて、労働者が非正規労働者であるということについて満足しているのか、満足していないのか、正規労働に転換したいと考えているのかどうか、なぜ非正規労働雇用というものを選んでいいのかといった事実。非正規の雇用者が世帯の中でどういう地位にあって、その結果、そういう行動を選んでいるといったところまで把握するのか。そういった基本方針をリソースとのバランスでも考えながら決める必要があると思います。

また、非正規の雇用者の雇用関係というものは複雑多様でございます。例えば派遣労働者でございますと、派遣先の企業に調査をかけても、派遣労働者の人数も知らないし、労働条件自体、自分たちが知っているものではないので、我々の調査に答えるために、企業あるいは事業者の中で更に調査を実施しなければ答えが得られないということも考えられるわけでございます。

このような事情を考えますと、調査客体にかような負担をかけない効率的な調査方法というものも十分検討しなければならないと考えております。こういった検討結果次第で、調査の対

象、規模、頻度、コストが大きく変わってまいります。不十分な検討のまま将来に禍根を残すようなことは避けたいと考えております。

平成 22 年度に実施すると書かれているわけですが、22 年度の実施であれば、21 年 8 月 31 日には財務省に概算要求書を提出しなければなりませんし、そのための省内の調整というものは 7 月ごろには始めるわけですが。

例えばこの答申を 12 月に頂戴いたしまして、そこから 1～3 月の間に 3 か月でこういった基本方針をすべて決めて実施して、省内にもユーザーがいるわけですが、省内のユーザーと調整をし、そして、予算面での調整といったスケジュールには十分な時間が確保されているとは考えられないわけですが。

そういったことをごさいますて、当初、申し上げましたような形に修正をお願いしたいというのが今回の趣旨でございます。

竹内委員長 この問題は非常に具体的におっしゃっていただいたのですが、ワーキンググループでの検討状況などを教えていただけますか。

舟岡委員 非正規雇用については、これまでに厚生労働省が何度か統計調査を行っていますが、それらは 1 回限りの調査であって、そのときの政策ニーズに合致するような形の統計調査です。

例えば平成 16 年ですと、派遣労働者に関する実態調査がありましたし、17 年ですと有期契約労働に関して実態調査がありました。その次の 18 年ですと、パートタイム労働者実態調査がありました。対象もそれぞれ違ってきますし、設問、調査事項も違ってきます。これをもう少し継続的に調査できるような形にしてもらいたいというのが、第 2 ワーキンググループの意見です。それぞれの非正規雇用者の実態は経済状況によって、時代ごとに違ってきますので、ある時点だけ切り取って、実態をとらえることでどこまで全体像を把握できるかは疑問です。実態把握のためには、ある程度継続して取る必要があります。特に、昨今、非正規雇用についていろいろな問題があちこちで指摘されて、政策的な対応も必要とされていますから、そのような状況においては、それほど時間を置かないで、速やかに調査の実施をお願いしたいというのが第 2 ワーキンググループの結論でありました。

竹内委員長 御希望はそれなりにわかるのですが、厚生労働省の方もこういう統計をすることについては基本的に賛成だけれども、現状においては、平成 22 年に実施すると明言しても困難が多いのではないかという御意見だと思います。

舟岡委員 先ほど申しましたが、16 年から、対象を変えながら同じような規模で実施してきています。例えば事業所の数でいいますと、大体 1 万ぐらいの事業所について、1 事業所当たり 2 人程度の割合で雇用されている人を対象に調査している。その後も、同程度の規模で対象を変えながら実施している。

こうした調査をもう少し継続化して、時間的な変化がとらえられるような調査にさせていただくことについては、予算面では少なくとも余り制約がないのではないかと判断いたします。ただし、厚生労働省がおっしゃいましたように、十分な検討を行って、将来、後悔しないような

良い調査にさせていただくための時間が必要だということも理解できます。しかしながら、どこかで締め切りを設けませんか、ずるずると先延ばしになりますし、現在のような本当にその情報が求められているときには、時宜に適って速やかにこういう調査を行っていただくのが適当だと判断しております。

竹内委員長 実施について検討するということについては、言葉の表現の上だけで実はしないことが前提だという場合と、することが前提だという場合があると思うのですが、今の場合には勿論実施することについて検討すると表現しても、厚生労働省はこういうことをしないというお考えでそういうことになっているのではなくて、現実に22年に実施することは困難が多いという御趣旨だと思うので、基本的な方向性は余り変わらないとは思いますが。

厚生労働省として、平成22年を目途とか21年から検討するとか、こういう文言でないという困るということについて、もう少し具体的に御説明いただけますか。つまり、変えないと困るということについてです。

厚生労働省統計情報部 非正規労働の問題については非常に大きな問題でございまして、厚生労働省あるいは国会、省内でも勿論議論し、いろいろな御意見がございまして。国会でもいろいろ議論が行われておりまして、例えば派遣労働法を改正するべきではないかとか、あるいはパートタイム労働法を改正すべきではないか。あるいは有期契約の法制整備をすべきではないかといった課題が次々と起こってきているわけでございまして。そうしますと、その具体的な政策の検討のために、調査を次々と実施しなければならないという事情もございまして。まさに非正規労働の問題が重要だから、多様な調査が求められているということも一方であるわけでございまして。

一方、ここでは、非常に安定した調査票で、安定したやり方で継続的に取ることを求められている。それであれば両立をさせなければならないわけでございまして、今の調査を全部やめるという自由度があると映るかもしれないのですけれども、そういった調査をやらないという選択が厚生労働省に許されるかということ、それについては状況からいうと、何とも申し上げかねるところがございまして。

私も非正規労働の問題につきましての問題意識は先生方と共通でございまして、いろいろなことを行ってみたいと思っておりますし、例えば資金構造基本統計調査については、既に今までのパートタイム労働者と一般労働者を更に正社員職員とそれ以外のものに分けたりして、賃金についてはかなりの情報を取れるようにもしてきております。いろんな改善を図って継続的に数字を取りたいとは思っておりますが、22年度からそういった継続的な調査を実施できるか、目途があるかと言われれば、それはないというのが実情でございまして。

廣松委員 今、厚生労働省さんがおっしゃったことの一部は理解できるのですが、同時に、今は、主として第2ワーキンググループの方の議論を前提に議論がなされているのですが、第3ワーキンググループでも非正規労働に関しては議論がありました。要するに事業者なり企業単位で取る調査と同時に、家計なり世帯を対象とした調査も考えなければいけないということです。

ただ、その点は確かに今の議論にプラスする話ですので、とりあえず、今はそのことは置いて、非正規雇用は少なくとも2つのワーキンググループで話題になった大変重要な課題であるということをお認めいただければと思います。

門間委員 非正規の問題については、厚生労働省さんがおっしゃるように、そもそもどういう切り口でどういう情報を安定的に取っていくのが良いのかということについては、やはり多少の議論が必要かもしれないという感じがします。労働問題というものは、毎年のように新しい問題が起こってきて、こういうことも取っておけばよかったということになってくる可能性ということとは十分にあると思います。それを十分に詰めて、いろいろ協議をして、関係者との間で合意を図るという時間は数か月では足りないということは、何となく私も理解できるような感じがします。

その上で、平成21年度から検討するということについては、逆にどこまでずると検討してしまうことになるのか危惧があるという舟岡先生の御意見もわかるような感じもします。厚生労働省としてこれは必ずやるけれども、平成22年はまずいということだとすると、例えば平成23年を目途にとか、1年あればさすがに相当いろんな意見を吸い上げた上で、かなり包括的な議論、協議が行われるのではないかという感じがしますので、1年ぐらい後ずらしにして、でも、必ずやるというニュアンスの強い表現を残しておく。そういう選択肢はないのでしょうか。

竹内委員長 勿論、それはあり得ないことではないでしょう。

つまり、速やかに実施することを前提にして検討するという観点の表現にするということは可能ではないかと思うのですが、厚生労働省の方はいかがでしょうか。

ただ、毎年実施することについて検討するということが書いてあると、実施しないことも検討の結果あり得るとなるのではないかという邪推ではないけれども、そう思う人もいないとも限らないので、統計調査を毎年実施することを目標にして検討するとか、とにかく実施することを前提にして検討するという形の表現にできませんでしょうかということですが、どうでしょうか。

厚生労働省統計情報部 ほかの項目との並びですが、簡単なもの以外は検討するになっているわけでごさいます、少なくとも厚生労働省として、非正規労働の統計的な把握が必要だということは別に異論を唱えているわけではございませんので、できれば検討という表現にさせていただければありがたいと思います。

非正規労働の問題が重要だということは、国民のほとんどすべての方のコンセンサスでありまして、検討するということに形容詞を付ける、あるいは形容動詞を付けるということであれば、また事務局と御相談とさせていただきたいと思います。

吉川委員長代理 今、厚生労働省の方からやりたくないというのではない。むしろ、気持ちとしては前向きだというお話があったので、是非そういうふうにしていただきたいと思います。やはりなるべく早くこういう調査をやるべきだと思います。

例えば非正規という概念はもう定着したのものとしてあるわけです。そうであれば、その総数

というものは信頼できる統計ができるだけ早く公表されるべきですし、形態はたくさんあると思います。

それから、先ほど既に御指摘になったように、こうしたいわゆる非正規労働の問題をとらえるときには、そもそも内容自体が物すごく流動的であるということも私はおっしゃるとおりだと思います。そういうことからすれば、こういう調査を設けたときに、調査項目が必ずしも安定したという意味では、年々全く変わらないものである必要は必ずしもない。共通であるべきものも当然あると思います。基本的な調査項目というものは共通であるべきかもしれませんが、調査項目自体が年々全く同じである必要は必ずしもないということだと思いますから、その意味でも、厚生労働省としても、恐らくは何らかの形でこういう調査をやるという意味は、先ほどからおっしゃっているとおり、強く持たれているのだらうと思いますし、早い話が、平成22年にも何らかの形で非正規労働と関わるような調査をされるのではないですか。

ただ、1つの調査として、安定的なものを考えるということにはヘジデットされている。むしろ、そこはフリーハンドをもって、先ほどちらっとおっしゃったと思いますが、一見場当たり的に見えるような、そのとき重要と思われるようなところにフォーカスを当てた調査もしたい。こういうお話だったと思うのですが、繰り返しになりますけれども、調査項目自体が全く同じである必要はないわけですから、非正規という問題がこれだけ大きくなってきたからには、非正規をはっきりと掲げたような1つの統計、ただし、内容は年ごとに変更し得るようなものをできるだけ早く確立するべきではないかと思います。

竹内委員長 そういうわけで、大体、御趣旨は御理解いただいていると思うので、文言は21年とか22年ということが無理なら、やむを得ない面もあるのではないかという気もするので、廣松さん、舟岡さん、これはもう一度協議させていただくことにしてよろしいでしょうか。

廣松委員 結構です。

竹内委員長 それでは、そういうことにさせていただきます。

厚生労働省からもう一つ御意見があるようですが。

厚生労働省統計情報部 厚生労働省でございます。

技術的なことで恐縮でございますが、現在の別表の19ページの(1)でございます。「1 効率的な統計作成」の「(1) 行政記録情報の活用」につきまして、この間から議論になっております経済センサスの関係でございます。「母集団情報の整備に当たり、厚生労働省の協力を得て、同省が実施を予定している「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」等により提供される予定の労働保険及び雇用保険の適用事業所情報を活用する」というところでございます。

これにつきましては、私どもはできるだけ統計局に協力をしていきたいと考えているのですが、「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」において、次期システムの本格的な稼働というものを適切に行うことが大前提で、最優先の課題となっております。

厚生労働省といたしましては、最善を尽くして、予定されたスケジュールどおり推進する予定であるものの、非常に大きなシステムでございまして、このような大きな課題を抱えている

状況にあることを御理解いただきたい。

また、ビジネスレジスターの情報を活用することを記しました別表の6ページのところにも波及するのでございますけれども、「平成22年から検討する」となっております。

19ページの部分につきましても「活用する」を「活用を検討する」としていただければありがたいと考えております。

竹内委員長 それにつきまして、統計局は活用させていただく方だと思うのですが、何か御意見ございますか。

総務省統計局 まず経済センサスに、こういった行政記録を活用させていただくことについて御協力いただけるということについて、お礼申し上げたいと思います。そのスタンスは、私どもとしては非常に大事でございます。

最善を尽くして努力をされるということは、私ども大変期待をしております。現在23年の調査自体については議論が行われているところでありますが、いずれにしましても、何らかの形できちんとした形で行いたいと考えておりますので、23年の調査に間に合わせようとする、やはり厚生労働省の方でのシステム開発も必要でしょうが、私どもの方でもまたシステムの改修等が必要になりますので、スケジュール的にはかなりぎりぎりの厳しいものでございます。

そういうことで、是非遅れることのないように、23年経済センサスに間に合うようにそちらでも努力いただいて、私どもとのスケジュールの調整などもさせていただきながら進められればと考えております。

竹内委員長 それについて、第4ワーキンググループの廣松さんから何かございますか。

廣松委員 この問題に関して、具体的に関係府省で協力するという御発言をいただきましたので、私は、厚生労働省さんには何とか23年実施予定の経済センサス活動調査に間に合うように御努力いただきたいと考えます。

そのような努力を前提とすれば、先ほど別表19ページの最初の の文末のところは「活用を検討する」ということで良いのではないかと思います。

ただ、今の統計局さんのお話ですと、23年に活用するためには、22年度の予算で考える必要があるということですので、実施時期に関しては、ここでは23年の経済センサス活動調査において活用するとなっておりますが、検討するというにすれば、平仄を合わせる意味でも、21年度から検討するとした方が適當ではないかと考えます。

竹内委員長 そうすると、平成23年の経済センサス活動調査において活用するということは目標であって、目的であるのですが、とりあえず活用すると決めるということは、今では無理な面もあるかもしれないので「具体的な措置、方策等」のところは「活用を検討する」とする。

「実施時期」については「平成21年度から検討する」という形にするかどうかということでしょうか。

舟岡委員 これは第2ワーキンググループで議論して出した意見でもありますので、厚生労

働省の方でもシステム最適化計画については、工程表がきちんとできていると思います。厚生労働省として保険をかけたいという気持ちは十分わかりますが、同じように統計局、経済産業省が経済センサスを行うときに、この情報が利用できるかどうかの前提条件が違いますと、それ以降の工程表が大きく変わることになります。ここはそれぞれの行政部局で十分詰めていただいて、活用するという方向で結論を下していただいた方が良いと思います。ここを曖昧にしておくと、全体として非常に大きなコストがかかるのではないかと思います。

竹内委員長 具体的に経済センサス活動調査についての協議は、総務省あるいは経済産業省等の関係でもいろいろ議論されているわけですが、具体的な内容については統計委員会がすぐに口出しするべきことでもないかもしれないと思うので、その点はもう一度統計局の方に確認したいのですが、今、舟岡さんがおっしゃったような点はどうでしょうか。

総務省統計局 これは表現の問題なのかもしれませんが、私どもとしては、23年度の経済センサスにはきちんと活用したいと考えておりますので、それを前提として御検討の準備をいただけるものと理解させていただきます。そういう前提をきちんと守っていただけるのであれば、必ずしも表現にこだわるものではないと思いますが、言わば紳士協定みたいなものですので、そういう前提であるということなのかと思います。

竹内委員長 それでは、私が勝手に決めるのもいかがかと思いますが、平成23年度の経済センサス活動調査というものが具体的にどうなるかは、今、不確定の部分もあるわけですから、平成23年度の経済センサス活動調査に活用すると書いてしまっても、活用する対象の方がどうなっているかわからないところもありますから、それはやめにします。

要するに、平成23年度の経済センサス活動調査が行われれば、それに利用するということを前提にして、しかし、それは書かないで、とりあえず活用を21年度から検討する。基本計画の文言の中ではそういうことにするというので、いかかでしょうか。もしそれで御了解いただければ、そういうことにしたいと思います。それでよろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 そこは、御了解いただいたことにします。

それから、農水省から意見があるようです。農水省の方はいらっしゃいますか。

農林水産省統計部 地方分権の関係で、たびたび御議論を煩わせておりますけれども、最近になりまして、また急速に検討が進んでおります。12月早々にも、地方分権委員会の第2次勧告が行われるということで、幾つか懸念してございます。

今日、簡単に今の状況を御報告させていただきまして、可能であれば、また御議論を賜りたいと思っております。

最近の報道等でも御存じかと思いますが、総理が地方分権委員会の丹羽委員長と会談されまして、出先機関の統廃合といったことの加速化について要請をされて、閣僚懇でも、石破大臣から、農林省としてもきちんとした対応をすべきということで、今、省内にて急ピッチで検討をしておるということで、私どもとしても、これから厳しい状況判断が求められているという状況でございます。

そんな中で、知事会から、最近の知事会としての意見や考え方が分権委員会に出されて、公表されております。この内容は、基本的にはこれまでの分権委で私どもに対して指摘された事項と共通でございます。正直言いまして、知事会の意見としては大変驚いております。

基本的に今の農林統計が、非常にリストラが進んでいく中で、調査内容が大ざっぱになってきているということに対する批判や、基本的には都道府県に事務を移管すれば、より効率的な、きめ細かな統計ができるということ。

私どもが、職員が実査を行っているということの難しさをこの委員会でも御説明していましたが、作柄ですとか、兼業農家を含めましたコストの問題とか、そういったことも県に任せばうまくいく。言わばばら色のな要請が出ておまして、これはこれで知事会としての御要請ということで、お立場もあろうかと思いますが、私どもが危惧しておりますことは、リソース、実査体制についての言及が全くない。

行革的な観点からいえば、地方出先機関をどうするか、効率化すべきということで、こういったお考えも成り立とうと思えますけれども、当会でもエビデンスということで、既に今、改革の農林統計の途上にある中でいろんな支障が出ているということをご正直に御説明しておりますが、そういったものを例えば9,000戸の農家の経営統計を県にばんと移譲するといったことは、そのリソースの移管なしには到底できないと考えております。

私どもが危惧しておりますことは、地方分権委員会の第2次勧告の中では、やはり行革のお立場ですから、なかなかリソースのような点、あるいはエビデンスのような点について触れることはできないのではないかと感じておまして、私どもはこれから、省の中で1つの大きな判断をしていくに当たって、是非この統計委員会におきまして、実態を踏まえまして視点といったことを御確認といえますか、御議論を賜り、御指導をいただきまして、それが12月の答申のペンディングになっております部分についても、盛り込まれるようなことがなされないかと思っております。

要は、2点でございます。

1点目は、仮にこういった分権の議論に即して、農林統計の実査を行っている部分を移譲するとすれば、やはりそれに相当する今の農林水産省の統計のリソースを移管しないことには、統計の質が大きく低下する。県の今の統計の脆弱性、県の体制の問題に関しましても、そういった議論があったと思えますけれども、そういった点についての御確認というか、御指導をいただきたいのが1点。

2点目は、仮に移譲したとしても、国に何が残るのか。この点についても、井伊先生からも御指摘があったと思えますが、やはり公平・中立性のチェック機能というか、そういったシステムといったものは、何らかのものを検討していけば良いのではないかと。

そういった中立性の担保といったその2点について、大変時間は差し迫っておりますけれども、数回前のこの委員会でも、そういった議論を少しいただいたと思えますが、改めてできましたら、今日、御確認といえますか、御議論いただいたものを踏まえまして、私どもはこれから省の中でピッチを上げて検討しますし、そのことをまた地方分権委員会の方にも推し進めて

いくのではないかと思います。そして、それを踏まえて、また地方分権委員会の方でも、できましたら井伊先生の方にも、そういったことで御議論を急ピッチでやられていると思っておりますが、御理解いただければと思っている次第でございます。

以上でございます。

竹内委員長 我々もまだ十分理解していないところもあると思うのですが、私も1つ気になっていることは、リソースをどうするかという話がかかなり重要で、本質的なことだと思うのですが、どうも今までの外からの議論では、知事会でもそのためにリソースは必要だということは、ここに書いていないのですか。

農林水産省統計部 書いてございませんで、地方分権委員会の議論の中でも、リソースのところは統計ということではなくて、全体の国の出先機関の職員について、一部分は当然移管するというようになっておりますけれども、では、どの部分が移管されて、どの部分は必要ないかというのが宙ぶらりんの形になっております。私どもが懸念していることはやはりその部分で、農林統計は既に大幅なリストラを始めている最中なので、そこは明確にしておかないと、後で大変なことになるのではないかとということでございます。

竹内委員長 何か御意見ございますか。余り細かく議論するところまでは至っていないと思うのですが、美添先生、どうぞ。

美添委員 知事会意見で、「国勢調査等の手法を参考に」とあるのですが、全く異質な調査なので、参考にならないはずです。実際にどのような調査をするのかを踏まえた上で、地方でこの調査を担当するとおっしゃっていただかないと、調査は移管したけれども、結果として何ができるかは非常に不安になる表現になっていると思います。

竹内委員長 国勢調査を参考にするというのなら、国勢調査の1桁ぐらい少ないぐらいの予算もくっ付けるのであれば話は別だと思いますね。本当に具体的にどういう手順でやるのか、その場合、リソースしておかなければ、お金も含めていんなことをどう持っていくのかということについて、余り検討されているような気がしないので、私も少し疑問に思っています。

もう少し詳しくいろいろ伺って、事務局としての案を12月1日に出していたということのようだけれども、そういうことについては、今のところはよろしいのではないかと思います。農水省の御懸念は十分理解できるので、我々もその点は同感でありますから、具体的な案については、もう少し様子を調べた上で、この件については、12月1日に出していただくことにさせていただきたいと思います。

各省からのいろいろな御意見につきましては、次の12月1日に結論を出すことにさせていただきたいと思います。

そこで最後に、基本計画について別表等の整理という話があります。もう大分時間が経ってしまいましたから、簡単に申します。

前回の基本計画部会におきまして、委員方から最終的な答案を向けて、これだと別表も何でもかんでもあげているようなものなので、もう少しプライオリティー付けをする必要があるのではないかと御懸念がございましたが、重要な事項を着実に実施していくためには、むしろ

一部事項についてこの際整理して、重要なものと、それほど重要でないことについては、ある程度整理した方が、基本計画としてのメリハリがつくのではないかと思いますので、そういうことを皆さんにお諮りしている時間ありませんので、私が部会長代理である大守委員と相談の上で、内容を変えるということではなくて、メリハリを付けた別表の修正案を作成させていただくことにしまして、その修正案については、12月1日の基本計画部会で提示して、御審議をいただくことにしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか、御同意をいただければ、そのようにさせていただきたいと思います。

(「異議なし」と声あり)

竹内委員長 では、そのようにさせていただきます。

廣松委員、どうぞ。

廣松委員 そのことで是非お願いしたいのですが、先ほどの業務記録の利用もそうですし、経済センサスもそうですけれども、複数の府省にまたがる問題に関しては、是非重要性というか、プライオリティ付けを考えていただければと思います。

これは第4ワーキングの方で議論したことですけれども、その他、重要なものとして、政府共同利用システムの運営とその改善、さらには将来の発展の可能性の検討ということも重要だろうと思いますので、それも是非、考慮に加えていただければと思います。

竹内委員長 それは十分注意してつくることにします。では、この件はそのようにさせていただきます。

次の議題ですが、経済センサスに係る検討状況ということで、前回の統計委員会で吉川部会長から、SNA部会の審議状況について御報告をいただいて、年末に工業統計調査は実施されないということに伴って、SNA確報の精度低下について問題提起がなされ、この委員会としても、あるいは基本計画部会として、22年12月の工業統計調査、あるいはそれと同等の情報を得るような調査を実施することについて、そしてそれに伴う経済センサス、枠組みの見直しの可能性について、関係部局の間で検討をしていただいて、その状況について御報告をいただくことにしたところであります。

そこで、これまでの御検討の状況について、政策統括官の方から御報告いただきます。

総務省政策統括官 それでは、資料9に基づきまして御報告申し上げます。

今、委員長からございましたように、前回、検討事項ということで御指示をいただきました。従来、22年末の工業統計をやめて、23年7月にそれも含めて経済センサスということで一斉に取るという計画で進めてまいりましたけれども、この従来計画というのが、各府省の統計主管部長等会議でオーソライズをして、その合意に基づいて行ってきたという経緯があるものですから、この御指摘を受けた後、当会議を開催いたしまして、見直しに着手したということでございます。

ただ、18年3月以降走っている手続でございますので、相当広範に影響があるということでございます。若干時間の関係で飛ばさせていただきます。主として2の(3)のところでございますが、対応の仕方としては、大きく分けて論理的には2つあるだろうと考えます。

1つは、工業統計調査で把握する事項を含めて、経済センサスという形で、形式上1本で取るかどうか。

としては、製造業部分とそれ以外の部分を分けてやる。

このどちらかだろうと考えます。

まず、の一緒にやるということになりますと、当然23年末のSNAの確報に間に合うように製造部分の情報を取らなければいけないということになりますと、9月ごろには情報を従来どおり出さなければいけない。逆算しますと、従来どおり年末ないし、少しぎりぎり延ばせたとしても年初に全体を実施することになるだろうと。

分けてやることになると、製造業のところは年末にやる。あるいは年初に輪切りにやる。それ以外の製造業以外のところについては、夏にやるのだろうと、そういう2つの案に大別されて、更にその2つについて、もう少し細かい幾つかの分類があるのだろうというふうに考えます。

そういう中で、まず、の両方一緒にやることになれば、特に雪の時期に大規模な調査員を年末年始という時期に集められるかどうか、あるいは年度末の地方公共団体の事務負担増加の問題でございますとか、4月1日時点で、実査する側も、あるいは調査される側も人事異動があるという問題に伴う継続性の話をどう考えるかとか、企業会計の問題をいつ取れるかという問題があるという、実査上の課題が非常に大きいだろうという問題が1つございます。

の方の分けてやることになると、またとは別の形での実査上の課題がございますが、それに加えて、2つに分けるわけですから、当然分割ロスというのが、費用の面でも出ますし、また両方に整合性がないとか、統計の質という面でも問題が出てくることが概ね考えられるわけございまして、現時点において、こういう案なら現実に可能でないかということ地方公共団体に対して御提案できるような状況にはなっていないというのが現実でございます。

いずれにしても、最後にまた触れますが、年内には一定の結論が得られるように、精力的に検討を進めてまいりたいと考えております。

もう少し広い視野から、より長期的に経済センサスに関する基本的な考え方ということを検討しているところございまして、それが3に書いてございますが、まず3の(1)で、基本計画の中間報告で御指摘いただいているように、この経済構造統計というものは、非常に重要な統計であるという御指摘については、そのとおりであるというふうに認識しているところでございます。

(2)のところでございますが、この経済センサスにつきましては、21年の基礎調査については、既に内容が確定してございますが、23年にやる活動調査につきましては、従来では23年7月に全産業同時に実施すると考えてございましたが、これは6月早期では企業の決算が考慮されないとか、23年4月の統一地方選挙の準備事務との輻輳の問題、あるいは人事異動の問題、それから寒冷地における実査の問題等を総合的に判断して、23年7月は最もふさわしい、適した時期であるということ考えてございましたので、いずれにしても、これを変えますと、

相当程度調査環境が悪くなることはやむを得ないだろうということでございます。そういう意味で、そこはある程度 23 年のものについては、調査項目の簡素化を含めて、過渡的な姿とならざるを得ないだろうと認識してございます。

ただ(3)でございますけれども、(1)にございましたように、経済構造統計の重要性ということをかんがみますと、いつまでも過渡期的ということは許されないわけございまして、少なくとも第2回、28年度を目途とする経済センサス活動調査については、充実したものとすべく検討していく必要があると認識してございます。

そのためには、まず、今回の問題提起の発端となりました、SNAの推計方法見直しといったことも内閣府において着手していただくことが必要であり、その検討の工程表についても、年内に一定の結論を得ていただくということが必要だと考えておりますし、また関係府省につきましては、下の( ) ( ) ( )にございますように、これは中間報告に載っている事項でございますけれども、こういう点につきまして、28年度には十分間に合うように、今次基本計画期間中に結論を得ることが大事であると認識しているところでございます。

ということを前提といたしまして、(4)でございますけれども「平成23年経済センサス - 活動調査」につきましては、地方公共団体との連携を密にし、年内に一定の結論を得ることを目指して行ってまいりたいと考えております。

そのため、まず今年の11月12日に、全国統計大会がございまして、その場をお借りして、検討に着手する経緯等について、まず御説明するということと、11月20日と12月8日の週に、2回にわたりまして、各都道府県の統計主管部課長及び政令市部課長に集まっておきまして、そこで具体案について御審議をして一定の結論を得たいということで、現在進めているところでございます。

竹内委員長 どうもありがとうございます。

それにつきまして、密接な関係を持っておられます、内閣府、統計局、経済産業省から、何か追加説明がございしますか。

まず、内閣府からお願いします。

内閣府経済社会総合研究所 それでは、内閣府の方から一言申し上げたいと思います。

今回の経済センサスの枠組みの見直しの検討につきまして、関係各省や地方自治体の関係者におかれまして、私ども今いろいろ御検討をお願いしているところでありますが、私どもにおけます検討、特に確報に関する代替的推計方法、そうした点について、検討が不十分であったということで、御迷惑をおかけしたことを再びおわび申し上げたいと思います。今回も経済産業省の御協力がありまして、推計方法についての見直しの検討等を行ってまいりましたけれども、今後も1次統計の検討に合わせまして、推計方法について見直しの検討を行うという形で、各省との連携を深めることにいたしたいと思っております。

現時点におけます経済センサスに関する内閣府の見解については、以下のとおりであります。

まず第一に、経済センサスは、統計体系全般をよくするという観点から、極めて重要な調査であると考えております。国民経済計算にとりましても、サービス業の精度向上でありますと

か、あるいは基準改訂時の産業連関表を通じた利用等、極めて有益なデータが得られるものと考えております。

従来、年末の工業統計調査速報、産業編と呼んでおりますが、その結果は翌年の9月に提供を受けまして、その年の年末に公表される確報に利用しております。また、工業統計調査品目編、これは確報と呼ばれておりますが、その結果は翌々年に提供を受けまして、同様に確々報に利用いたしております。

平成23年経済センサスと工業統計について、総務省政策統括官の方から今お示しをいただいた案がございます。また、23年以降の工業統計調査についても、確報及び確々報の推計に必要な情報ということについて、その情報の提供時期あるいは提供内容に確実性があるような形にする必要がございます。

また、28年経済センサスの検討につきましては、調査実施側の観点、関連基礎統計及び加工統計への影響なども十分検討した上で、統計体系全体の整備改善の観点から、理想となるような調査を目指すべきであると考えております。

国民経済計算の精度向上に向けた取組みが、今般統計委員会で御議論されている基本計画においても示されております。これは別表の1～3ページにわたって示されております。経済センサスの理想的な姿を求める立場と方向性が全く同じであると認識いたしております。

そのような検討に合わせまして、産業連関表、延長表でありますとか、あるいはQ Eの推計も勘案した確報の推計方法の改善につきまして、工業統計表が仮に直接利用可能でない場合、代替統計の整備、あるいは代替的な推計方法が必要になるというふうに考えております。これらは、今後の検討課題だと思っております。

今、申し上げました課題につきまして、関係府省とも協力して検討するとともに、地方自治体や統計委員会の先生方にも御理解をいただけますよう、十分な説明を行ってまいりたいと考えております。

竹内委員長 それでは、統計局、どうぞ。

総務省統計局 ただいま、政策統括官、また岩田所長からお話のありましたとおり繰り返しのなるかもしれませんが、私からも申し上げたいと思います。

既にお話がありましたとおり、この問題についてはほとんど今、実行可能な解が存在しないという状態で、検討に入っております。ただ今、お話がありましたとおり、SNAに対する信頼性を確保するということは、やはり統計関係者として守るべき大事な価値観でもあると思いますので、なかなか回答がないからといって手をこまねているわけにはいかないということです。ただ、これで御相談して見ますと、特に地方公共団体の皆様には、これまで、ともにつくってきた枠組みが一度壊れることとなりますので、非常に御心配・御苦勞をおかけする面があり、その点は、私どもとしても大変申し訳ないという気持ちを持っております。

ただ、これはそういう状況でもありますので、何とかして力を合わせて、良い案をつくっていくことが重要であり、どのような妥協をしていかなければいけないのかはわかりませんが、いろいろな意味で完璧な、案にはならないと思います。むしろ色々な面での妥協をせざるを得

ない案になると思いますけれども、きちんと実行できる形のものにまとめていきたいと思いますので、その意味では今ここには非常にラフに、大括りに2つほどの案に大別したようなことが書いてありますが、これを1つのベースとしながら、実行可能なものを幅広く検討してみたいと思いますので、是非今後とも、特に都道府県の皆様には御協力をお願いしたいと考えております。

竹内委員長 どうぞ。

経済産業省調査統計部 経済産業省です。私どもとしても、この枠組みを見直せということは、前回、統計委員会の方から言われて、やはり意識としては、まず経済センサスの創設の理念というものは堅持したい。だから、過渡的調査とはいえ、第1回の活動調査もきちんとしたものにしりたいし、第2回のもは、更に抜本的に変えたものにしりたい。そういう形で、経済センサスはできるようにする。

一方で、実査を円滑、正確にするという意味において、報告者、特に地方自治体の関係の方々の負担について、かなり配慮した実施方法を考えなければいけない。当然、SNAの精度向上、信頼性確保にもつながらなければいけない。

こういった点を頭に入れて、現在、関係府省と連携して検討しております。本来ここで御説明をすべきところですが、検討に時間を要しております。ただ、まず何よりも地方自治体の皆様と十分な意見交換を行いながら進めることが肝要だということを、改めて認識しております。この間、若干地方自治体の方ともお話しをしているのですけれども、今の段階で、例えばここでやる1案だ、2案だというお話をする以前の状況であると認識しております。正直実現可能な案を検討する以前の状況かなという認識でありまして、やはり多大な労力をかけて合意した枠組みというのが壊れたということで、相当程度国に対する不信感が強いなということを感じております。

それから、こういっては申し訳ないですけども、統計委員会に対しても、余り地方のことを考えてくれない司令塔ではないか、信用できないという声も出てきている状況であります。

したがって、まずそういった不信感を払拭する意味でも、まず丁寧に経緯を説明して、理解を求めていく、その中で対応可能な案を両者が考えていって、何とか統計委員会に御提示していくという形で推し進めていくことが不可欠だと思っておりますし、その中の議論で思いますことは、ただ単に22年工業統計を付加する、もしくは経済センサスを分割するということでは、年3回、事実上大規模調査をやるということになり、さすがに実査上の問題というものはかなり大きいということは、今の段階でも感じておりますし、事業所情報を整えるという意味でも、かなり問題があるので、その辺については単純にそういう形で進めるということは、うまくいかないという認識もしておりまして、もう少し実査を円滑に、経済センサスをうまくいくような案を地方自治体の方々と相談しながら考えていきたいと思っております。

それから、地方自治体の方との相談の中では、もともと経済センサスというものは、SNAをよくするために行うのでしょ、どうしてこんな話になるのですかという指摘も強く受けております。これについては、やはり要因分析なり、今後SNAをどうしていくのかということ

と合わせて聞きたいとの声も出されておりますし、我々としてもそこは前々から申し上げておりますように、岩田所長からもお話がありましたように、SNAをどうしていくのか、1次統計との関係をどうしていくのか、といった検討と並行して、きちんとお示ししていかなければいけないということも感じております。

中間的報告で申し訳ないですが、まず何よりもこういう形で地方自治体の方や関係の方々と十分な意見交換をしながら、それを踏まえて統計委員会の方でまたいろいろと御相談をさせていただければと思っておりますので、よろしく申し上げます。

竹内委員長　そういうことで、地方の大変御迷惑をおかけすることになってしまったようではありますが、地方の立場として、東京都から何か御発言いただけますでしょうか。

東京都統計部　現状では10月28日に経済センサス推進室長名で各都道府県に緊急連絡を送信いただいております。詳細については11月20日の全国経済センサス部課長会議で御説明を受けることになっております。この間、一部の都道府県が既存の会議の場を借りて情報提供を受けているという状況でございます。

東京都におきましても、一部の区市町村から意見を聞いておりますが、最終的な地方の意見としては、もう少し検討する必要があるかと思います。

もともと「枠組み」においてスケジュールを検討する中でも、特に区市町村における事務の輻湊が大きな課題になっていたと聞いております。平成22年10月には国勢調査が予定されており、23年4月には統一地方選挙があって、都知事選だけでなく、任期満了に伴う首長選や議会選挙がほとんどの区市町村で行われるということもございまして、当初から23年7月の経済センサス自体を危惧する声がありましたが、経済センサス創設の趣旨をかんがみて、22年12月の工業統計調査が実施されないということもあり、大局から理解した面があると思います。今回22年12月に工業統計調査を実施するという新たな御提案をいただきましたが、区市町村、特に地域を巻き込んだ調査等が続くこととなりますので、非常に業務が輻湊して実質的には困難であると考えております。

特に22年の国勢調査につきましては、現在、総務省から御提示いただいている内容は回収方法や審査方法の変更により、例年12月頃までであった業務のピークが2月ごろまでになるということが想定され、地方に動揺を与えています。一部区市町村からも意見を聞いておりますが、22年12月に工業統計調査を実施するということは、基本的に無理であるという意見もたくさん出ております。ですから、万々が一、実施するといたしましても、両調査において負担軽減のためのドラスティックな見直しをしていただく、そういう視点で取り組んでいただかない限り、業務に耐えられないというだけではなくて、精度の低下も懸念されます。

また、調査客体への影響ですが、22年12月に工業統計調査、そして、仮に23年7月に予定どおり経済センサスを実施する場合には、18年の事業所・企業統計調査の場合などもそうですけれども、これまでも調査客体からは調査が続くことに対してかなり強い抵抗がございましたが、協力が得られず精度の低下が懸念されるだけでなく、統計調査全体への不信感を惹起してしまうことも懸念されます。これは特に東京都における実情でございますが、今後11月20

日以降、地域性もございますので、きちんと各都道府県の意見を聞いて対応していただきたいと思えます。

ある意味では、もう一つ、もっと深刻な問題であると思えることがございます。先ほども不信感というお話をしましたが、2年半にわたり「枠組み」に基づいてかなりの準備や説明をしてきました。「枠組み」を見直すことになれば、これまで費やした多大なコストが浪費されることとなり、これは国におきましても同様だろうと思えます。

今回、「枠組み」の見直しが提起された経過を客観視していただきましたならば、国民の目線で見たとときに理解を得られる話ではないという気がいたします。そうした意味で、一部のすでに説明を受けた都道府県や区市町村には、非常に、不信感といえますかむしろ失望感が広がっております。

現在、統計委員会におきまして、基本計画案を御検討いただいているわけですが、その中の1つに「実査体制の機能維持」という項目がございます。地方は少なからず、この基本計画の策定に、今後の改善への期待を抱いたわけでございますし、この基本計画案の中には、業務の平準化を具体的に進めるとか、既存統計の統廃合とか、客体負担の見直しとか、いろいろなことが書かれているわけです。しかし、仮に22年12月の工業統計調査を十分に地方の意見を聞かずに強行されるということになれば、大変失礼な言い方ではありますが、実際に基本計画そのものが絵に描いた餅になる可能性があるのではないかと、率直な実感としてございます。21年度に基本計画の計画期間は始まったけれども、実際にフィールドではいろいろな矛盾が起きている、そういう状況が生じることになると考えております。

地方は勿論SNA推計の精度確保ということが、公的統計制度見直しの中で絶対に確保しなければいけない命題だということは理解しておりますけれども、一方で、そのために実査体制の機能維持というものが実効性を欠くということになりますと、実際に地方統計機構自体が、これから信頼関係を国との間に築いていけなくなる、そういう危惧があるかと思えます。

大変失礼な言い方をいろいろさせいただきましたが、今後すべてを「枠組み」に戻さなければいけないということは、生産的でないと理解しておりますけれども、再度の合意形成を図るに当たりましては、先ほど既に言及していただいておりますが、SNAの推計方法の改善につきまして、是非合理的な具体策と期限を明らかにしていただく。こういうことを見直しの前提としてお示しいただく必要があるかと思えます。また、先ほど触れましたけれども、経済センサスだけでなく、フィールドで輻湊するであろう他の統計調査も含めて、かなりドラスティックな取扱いをしていただくなど、総合的な整理をしていただいた上で、最終的に結論を得ていただきたいというのが東京都の考えでございます。

いずれにしましても、11月20日の各都道府県への説明のスタンスが非常に重要になるかと思えますので、十分に御説明いただきまして、意見を聴取し、そして、全体としてよい方向に向かうように御尽力いただければと思えます。

竹内委員長 どうもありがとうございました。

この問題は大変難しく、統計委員会が勝手に希望を申し上げかねるような状態だと思って

おります。委員の方から何か御質問がありましたら、伺いたいと思います。

つまり、統計委員会として、こういう問題につきましては、形式的に何か要求をして、それが形式的に応じられても、実質上、統計の信頼性は崩壊してしまうということであれば、元も子もなくなってしまうわけですから、そこは慎重にしなければいけないと思っております。

ということで、各府省及び地方との関係も連携を密にして、引き続き、御検討いただいて、決してベストとはいえなくても、現在、考えられる状況の中では、最善の解決に到達していただきたいと思っております。

そういうことでお願いすることにして、大変難しいということを十分皆さんに御理解いただければ、今回はそのことをお伺いしたということでおしまいにしたいと思うのですが、いかがでしょうか。このことは、今後もし是非御検討をお願いしますということです。

最後に、総務省政策統括官室から連絡事項がありますので、お願いします。

総務省政策統括官付統計企画管理官 一言、御報告いたします。

お手元の資料ですと、参考6というものに付けておりますが、統計法の施行令と統計法の施行期日を定める政令という資料が付いておると思っています。これについては、去る10月31日に公布されました。施行日を定める政令にもあるのですが、新統計法全面施行は21年4月1日ということで確定いたしましたので、そういう意味で、新しい統計法はこの施行令によって、来年4月1日からは全面施行することが確定いたしました。

一言、御報告でございます。

竹内委員長 次回について、事務局から御連絡をいただきます。

内閣府統計委員会担当室長 次回の日程ですけれども、先ほど委員長から御提案がありましたが、プライオリティーの観点から、別表の修正案の審議を追加して行っていきたく思います。

今後、年末まで2回予定していた審議に加えまして、追加して基本計画部会を12月1日、午前10時から12時に開かせていただきたいと思っております。場所はこの建物の11階、共用第一特別会議室です。12月1日の10時から12時ということで、よろしく願いいたします。会合の詳細につきましては、正式な開催通知をもってお知らせいたします。

竹内委員長 というわけで、12月は3回お願いすることになって、年末のお忙しいところ申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

それでは、今日の会合はこれで終わらせていただきます。大分時間が超過いたしまして、申し訳ありませんでした。